

福島県

国土強靱化

地域計画



令和3年4月

(令和5年3月一部改定)

福島県

目次

1	第1章 計画策定の趣旨・位置付け	2
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	3
2	第2章 基本的な考え方	4
1	基本目標	5
2	事前に備えるべき目標	5
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	5
3	第3章 地域特性	8
1	福島県の地域特性	9
2	福島県における過去の自然災害	11
4	第4章 脆弱性評価	18
1	評価の枠組み及び手順	19
2	評価結果	21
5	第5章 強靱化の推進方針	22
1	推進方針の策定	23
2	推進方針の具体的内容	23
6	第6章 計画の推進	100
1	推進体制	101
2	国土強靱化を進めるために取り組む事業	101
3	進捗管理及び見直し	101
4	市町村における計画の策定・推進	102
7	別紙	
	≪別紙1≫ 脆弱性評価の結果	104
	≪別紙2≫ 推進方針の施策分野対応表	170

第 1 章

計画策定の趣旨・位置付け

計画策定の趣旨

計画の位置付け

計画期間

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。

本県においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するために「福島県国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定した。令和元年東日本台風等の検証等を踏まえ、本計画の見直し、本県の防災・減災、国土強靱化のさらなる加速化・深化を図る。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものであり、「福島県総合計画」や「福島県復興計画」、「福島県地域防災計画」を始めとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかな県土づくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年（2021）年度から概ね5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第 2 章

基本的な考え方

基本目標

事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での基本的な方針

1 基本目標

基本計画を踏まえ、本県における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念及び基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本県における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本県の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から分析する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本県全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。特に、激甚化する水害に備えた流域全体での治水対策や適切な避難行動の意識を高めるための取組を推進する（流域治水については、次頁を参照）。
- 国、県、市町村、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、女性、高齢者、子ども、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害による避難地域等の復興・再生を中心として、医療、福祉、教育の確保、福島イノベーション・コースト構想による新産業や雇用の創出、事業や営農の再開支援、風評払拭・風化防止等に取り組み、本県の復興を加速させていく。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）等の国際約束の達成に向けた施策の推進

- SDGsに関する取組を総合的かつ効果的に推進するために国が定めた「SDGs実施指針」の優先課題である「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備」を踏まえ、各施策を推進する。加えて、気候変動に伴ってリスクの増大が懸念される水災害や土砂災害等の自然災害に備えるために総合的な対策を促進させ、気候変動の適応策に寄与する。
- また、平成27年に採択された「仙台防災枠組2015-2030」における「よりよい復興」や「災害リスクに対する予防的アプローチ」を施策プログラムにおいて実施することによって、仙台防災枠組の成果に貢献する。

福島県における流域治水

近年、気候変動の影響による頻発化・激甚化する水災害の対策は急務です。福島県では、県土の広範囲に甚大な影響を与えた令和元年東日本台風等を踏まえ、様々な主体がハード・ソフト両面で流域全体での総合的な防災・減災対策を実施していきます。

流域治水のイメージ図

降った雨を貯める

〔雨水貯留機能の拡大〕

- 食料生産基盤の整備
(水田による雨水一次貯留)

〔流水の貯留〕

- ダム管理設備の機能確保
- ダムによる洪水調節機能の強化
- 砂防関係施設の維持管理

〔森林の保水能力を高める〕

- 災害に強い森林の整備
- 治水施設の整備



被害を最小限にとどめる

〔リスクの低いエリアへ誘導〕

- ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
- 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

- 国による「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」
- 県による「福島県緊急水災害対策プロジェクト」

令和元年東日本台風等により、一級水系阿武隈川本川や支川、二級水系の河川において、堤防決壊や越水等が多発し、流域全体で甚大な浸水被害となりました。国や市町村等の関係機関と連携し、流域全体での総合的な防災・減災対策を実施します。

川を安全に流す

関連事業

〔氾濫水を早く排除する〕

- 都市部の内水による浸水対策への支援
- 食料生産基盤の整備（排水路整備）
- 湛水防除施設の整備等
- 農業水利施設の適正な保全管理

〔氾濫水を減らす〕

- 河川管理施設の整備等

地域で備える

〔土地のリスク情報の充実〕

- 洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作製支援
- 都市部の内水による浸水対策への支援

〔避難体制の強化〕

- 雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達と共有
- 洪水対策体制の整備。洪水ハザードマップの作製支援
- 農業用ため池の改修及びハザードマップの作製支援
- 避難行動要支援者対策の推進
- マイ避難の促進
- 適切な避難行動の呼びかけ
- 住民等への情報伝達体制の強化
- 自主防災組織等の強化

〔迅速な復旧復興の環境整備〕

- 地籍調査の推進

〔被災自治体の支援体制充実〕

- 市町村への人的支援
- 災害時応援協定締結者との連携強化
- 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

〔経済被害の最小化〕

- 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
- 工業用水道施設の整備等
- 工業用水道の応急復旧体制の整備
- 農業集落排水施設の整備等

第 3 章

地域特性

福島県の地域特性

福島県における過去の自然災害

1 福島県の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨城、栃木の両県、西は大部分を新潟県、西南の一部が群馬県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。

面積は北海道、岩手県に次いで全国3位の広さとなっており、阿武隈高地と奥羽山脈が県内を南北に走り、浜通り、中通り及び会津地方の3つに区分される。

浜通りは、阿武隈高地と太平洋に面し、太平洋側の気候によって比較的温暖で冬でも降雪が少ない地域である。

中通りは、阿武隈高地と奥羽山脈にはさまれた地域であり、南北に流れる阿武隈川沿いの平地を中心として大小の盆地が位置している。気候は日本海側と太平洋側の両気候の中間的な特徴を持っている。

会津地方は、奥羽山脈と新潟県境に連なる越後山脈の間に位置し、寒暖の差が大きく、降雪量の多い地域であり、特に会津南西部は日本有数の豪雪地帯となっている。

(2) 県土構造

本県は、南北方向と東西方向の連携軸の結節上において特色ある7つの生活圏が形成された多極分散型の県土構造となっている。

また、本県の面積の大部分は、過疎・中山間地域が占めており、広大な森林や農地は、県土保全や水源のかん養、土砂災害防止のため、重要な役割を果たしている。

(3) 人口

本県の人口は、約184万人（令和元年10月1日現在の推計人口）で、平成10年1月（人口ピーク：約214万人）以降、減少が続いている。

首都圏への人口流出、未婚化・晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加等の要因により人口減少が進み、平成23年3月の東日本大震災及び原子力災害の発生後、若い世代を中心に県外への人口流出が続くとともに、県内でも人口の流動が大きくなっている。

本県では、人口減少・高齢化の進行の度合いが深刻な状況にあることから、県外避難者の帰還や人口流出の抑制に向けて、原子力災害の収束と安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現が求められている。

(4) 社会基盤

本県では、東北圏と首都圏を結ぶ東北自動車道、常磐自動車道、東北・山形新幹線、太平洋側と日本海側を結ぶ磐越自動車道などの高速交通網が整備されており、東北中央自動車道、会津縦貫道など、南北方向、東西方向それぞれに高速交通網のさらなる整備が進められている。

人流・物流の拠点としては、福島空港や相馬港、国際バルク戦略港湾に選定された小名浜港などが整備されており、国内はもとより、東アジアを始めとする海外との交流の拡大が期待されている。

また、本県は、水力や火力などの発電所が多数立地する我が国有数の発電県であり、原子力災害の発生を契機として、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興計画の基本理念に掲げ、再生可能エネルギーの推進に重点的に取り組んでいる。

(5) 原子力災害による避難地域等の設定

東日本大震災及びその後の津波により、東京電力福島第一原子力発電所では、核燃料を冷却する機能を喪失したことから、燃料の溶融や圧力容器の一部損傷などにより放射性物質が大量に放出される事態に至り、大規模自然災害に原子力災害が重なる未曾有の複合災害となった。これにより、発電所の周辺地域等では、放射性物質による被ばくを避けるため避難指示区域が設定され、16万4千人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

また、農産物や農地、水産物、資材等が汚染され、出荷や生産停止などの被害が発生したほか、県産物の価格低下や観光客の大幅な減少など県内全域に風評が及び、あらゆる産業が大きな打撃を受ける事態となった。

避難指示区域の見直しにより、避難指示の解除が進むとともに、役場機能や商業施設、医療機関などの整備が進み、避難者数は徐々に減少傾向にある。しかしながら、いまだ2万7千人の住民が県内外で避難生活を続けており（令和5年3月8日現在）、さらなる帰還促進に向けて、住まいの確保を始め、医療・保健福祉サービスの提供体制や教育環境の整備、雇用の創出、産業・生業の再生、風評の払拭、防犯・防災対策、地域コミュニティの維持・再生など、取り組むべき多くの課題を抱えているほか、原子力発電施設敷地周辺を含む避難地域等における災害の発生に備えた対策も求められる状況にある。

2 福島県における過去の自然災害

(1) 地震・津波災害

本県には、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に顕著な活断層が認められるほか、南会津地域には大内－倉村断層が存在する。栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されており、内陸直下型地震が発生するリスクを抱えているほか、茨城県の常陸太田市から本県の棚倉町にかけて棚倉構造線が存在している。

また、本県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、中通り及び浜通りの県内11市町村で震度6強が観測された。相馬港では9.3m以上の大津波が観測されるなど、浜通り沿岸全域が津波の被害に襲われ、死者4,000名を超え（関連死含む）、家屋や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、甚大な被害が発生し、本県の歴史上類を見ない大災害となった。



須賀川市内



広野町内



相馬市内



いわき市内

【東日本大震災の規模】

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	モーメントマグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港9.3m以上※、小名浜港333cm ※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある

【東日本大震災の被害概要】

（令和4年12月14日 現在）

人的被害	死者：4,166名（直接死1,605名、関連死2,335名、死亡届等226名） 重傷者：20名、軽傷者：163名
建物被害	【住 家】住家全壊：15,469棟、住家半壊：83,323棟、住家一部破損：141,057棟、住家床上浸水：1,061棟、住家床下浸水：351棟 【非住家】公共建物被害：1,010棟、その他建物被害：36,882棟

さらに、令和3年2月及び令和4年3月には、県内において震度6強を観測する福島県沖を震源とする地震災害が発生し、人的被害に加え、家屋やインフラ、生活基盤などに大きな被害が及んだ。また、令和3年の地震による復旧が途上にある中で、再び令和4年の地震災害が発生したことにより、更なる甚大な被害がもたらされた。

【令和3年2月に発生した福島県沖地震】

（令和4年3月8日 現在）

人的被害	死者：2名、重傷者：5名 軽傷者：95名
建物被害	【住 家】住家全壊137棟、住家半壊：2,785棟、住家一部破損：20,614棟 【非住家】公共建物被害：519棟、その他建物被害：1,768棟

【令和4年3月に発生した福島県沖地震】

（令和4年9月14日 現在）

人的被害	死者：1名、重傷者：9名 軽傷者：92名
建物被害	【住 家】住家全壊165棟、住家半壊：4,024棟、住家一部破損：30,621棟 【非住家】公共建物被害：350棟、その他建物被害：4,081棟

(2) 風水害・土砂災害

本県の管理する河川は、阿武隈川水系、阿賀野川水系、久慈川水系、那珂川水系の1級河川及び太平洋に注ぐ新田川水系、夏井川水系などの2級河川がある。本県の河川は、他県に比べて急流河川が多いため、大雨による災害の発生リスクが比較的高く、特に都市部においては浸水被害が深刻化するおそれがある。

また、本県は、面積が広く地質的には多様な構造を有しており、第三紀層や火山噴出物等の脆弱部が多いため、県民の生命や財産に壊滅的な被害を与える土砂災害が発生するおそれのある箇所が多数存在している。これまで、本県では、台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が発生した歴史があり、近年では、平成23年7月の新潟・福島豪雨や平成27年9月の関東・東北豪雨において、会津地方を中心に大きな被害が発生した。

【過去に県内で発生した主な風水害・土砂災害】

災害名・発生年月	被害の概要
昭和61年8月豪雨（台風10号）	死者：3名、住家全壊：14棟、住家半壊：33棟、 床上浸水：5,501棟、床下浸水：8,520棟
平成元年8月豪雨（台風13号）	死者：12名、行方不明者：2名、住家全壊：13棟、 住家半壊：58棟、床上浸水：1,612棟、床下浸水：2,931棟
平成10年8月豪雨	死者：11名、住家全壊：48棟、住家半壊：74棟、 床上浸水：1,106棟、床下浸水：2,645棟
平成23年7月新潟・福島豪雨	行方不明者：1名、住家全壊：33棟、住家半壊：195棟、 床上浸水：61棟、床下浸水：199棟
平成27年9月関東・東北豪雨	住家全壊：3棟、住家半壊：3棟、床上浸水：60棟、 床下浸水：330棟



平成23年7月新潟・福島豪雨（柳津町）



平成27年9月関東・東北豪雨（南会津町）

令和元年10月の東日本台風では、県内で初めて大雨特別警報が発表され、広範囲に浸水被害が発生した。

本県では、10月11日からの前線の影響で、雨が降り出し、12日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となり、局地的には猛烈な雨となった。11日15時から13日6時までの総雨量は、福島県の広い範囲で200mm以上の大雨となり、10月1か月の平均値の2～3倍の雨量となった。この2週間後の10月25日から26日にかけても、低気圧の影響を受け、浜通りを中心に非常に激しい雨となった。これらにより、人的被害や、阿武隈川などの決壊による人家の床上・床下浸水、土砂崩れによる住家の全壊の発生など、甚大な被害となった。

【令和元年東日本台風及びその後の大雨の被害概要】 (令和4年10月11日 現在)

人的被害	死者：40名（直接死32名、関連死8名） 重症者：1名 軽症者：58名
建物被害	【住 家】全壊：1,395棟、半壊：11,800棟、一部破損：6,933棟、床上浸水：157棟、床下浸水：284棟 【非住家】公共建物被害：63棟、その他建物被害：10,736棟
河川堤防の被害	国管理河川：決壊1箇所、越水19箇所、溢水計6箇所 県管理河川：決壊49箇所



夏井川（いわき市）



イチゴ生産施設被害（鏡石町）



谷田川（郡山市）



排水機場被害（相馬市）

また、令和4年8月3日から4日にかけて、東北南部から新潟県にかけて前線が停滞し、会津地方を中心に記録的な大雨となった。本県においては、3日5時から4日15時までの期間降水量が300mmを超える地点が観測されたほか、会津地方北部で記録的短時間大雨情報が発表され、1時間に約100mmの猛烈な雨が降り、浸水被害が発生した。このほか、土砂崩れ、道路損壊などの被害が生じ、特に、生活交通の主要路線である磐越西線において、橋梁の倒壊により、喜多方駅から山都駅間で長期間運休になるなど、地域の住民生活に大きな被害が生じた。

【令和4年8月3日からの大雨・洪水警報による被害概要】

(令和4年10月5日 現在)

人的被害	死者：0名 重症者：0名 軽症者：0名
建物被害	【住 家】全壊：1棟、半壊：3棟、一部破損：8棟、床上浸水：14棟、 床下浸水：145棟 【非住家】公共建物被害：2棟、その他建物被害：111棟



JR磐越西線の橋梁倒壊（喜多方市）



奥川（西会津町）

（3）火山災害

本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の5活火山があるほか、那須岳にも隣接しており、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は県民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。

しかし、一方で、本県においても記録に残る火山災害が発生しており、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、気象庁及び仙台管区気象台の火山監視・情報センターにおいて火山活動の観測・監視を24時間体制で行っている。

【過去に県内で発生した火山災害】

火山名称	発生年月	火山災害の概要
吾妻山	明治26（1893）年5・6月	噴火 死者2名
安達太良山	明治33（1900）年7月	噴火 死者72名、負傷者10名
	平成9（1997）年9月	火山ガスによる死亡事故 死者4名
磐梯山	明治21（1888）年7月	噴火 死者461名（477名とも）

（４）雪害

本県は、会津地方の全域及び中通り地方の一部を含む県土面積の約半分を占める20市町村が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定され、さらにそのうちの14市町村が特別豪雪地帯に指定されている。

会津地方では、年間降水量のほぼ半分が雪によるもので、特に奥会津では一晩に1メートル以上の降雪となることもあり、最深積雪が5～6メートルにも達することから、積雪・雪崩等による被害のリスクを抱えている。また、平成26年2月の豪雪の際は、南岸低気圧が発達しながら三陸沖を北東に進んだ影響により中通りを中心に記録的な大雪となったことから交通障害など大きな混乱につながっており、中通りや浜通りにおいても雪害対策を万全にする必要がある。

【過去に県内で発生した主な雪害】

雪害の発生年月	被害の概要
平成13年大雪 （平成12年12月～平成13年2月）	死者3名、負傷者38名、住家一部破損10棟、床上浸水1棟、床下浸水32棟
平成18年豪雪 （平成17年12月～平成18年3月）	死者3名、負傷者65名、住家半壊1棟、住家一部破損68棟、床下浸水19棟
平成22年11月からの大雪 （平成22年11月～平成23年3月）	死者4名、負傷者21名、住家一部破損14棟、床下浸水12棟
平成26年豪雪（平成26年2月）	負傷者16名、住家全壊1棟、住家一部破損17棟、床下浸水1棟、公共建物6棟 他

第 4 章

脆弱性評価

評価の枠組み及び手順

評価結果

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本県を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本県が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本県の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(1) 本計画の対象とする災害リスク

本県は、地勢や気候の面で特色あふれる県土構造となっており、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、ひとたび発生すれば広域な範囲に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本県の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (31項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (31項目)	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
		5-3	異常湧水等により用水の供給の途絶
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	陸・海・空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (31項目)	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評等による地域経済等への甚大な影響

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野 (11項目)			
1	行政機能／警察・消防等	7	農林水産
2	住宅・都市	8	環境・気候変動
3	保健医療・福祉	9	県土保全・土地利用
4	ライフライン・情報通信	10	リスクコミュニケーション
5	経済・産業	11	長寿命化対策
6	交通・物流		

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。

2 評価結果

評価結果は、別紙1（巻末に添付）のとおりである。

第 5 章

強靱化の推進方針

推進方針の策定

推進方針の具体的内容

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」（プログラム）ごとに策定した。また、強靱化施策分野ごとに対応する推進方針を取りまとめた内容は、別紙2のとおりである。

なお、本計画で設定した31の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合でも、本県に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本県の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

1

直接死を最大限防ぐ

1-1

地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

住宅・建築物の耐震化等

○ 本県では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「福島県耐震改修促進計画」で住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。住宅及び耐震診断義務付け建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、市町村及び関係団体との連携を一層強化しつつ、「福島県耐震改修促進計画」に基づき住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。

また、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。

○ 病院、診療所、庁舎など市町村の地域防災計画等に位置付けられた防災拠点建築物については、「福島県耐震改修促進計画」にその建築物を記載し、耐震化に係る取組を一層促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
住宅の耐震化率	(H30年度末) 87.1%	(H30年度末) 87.1%	(R7年度末) 95.0%
耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物）の耐震化率	(R3年9月) 79.5%	(R3年9月) 79.5%	(R7年度末) 90.0%
耐震診断義務付け対象建築物（防災拠点建築物）の耐震化率	(R3年9月) 60.9%	(R3年9月) 60.9%	(R7年度末) 90.0%

県庁舎の耐震化等

○ 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、「福島県県有建築物の耐震改修計画」に基づき、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保するとともに、防災拠点施設として機能を発揮できるよう庁舎等の長寿命化対策に取り組む。

教育施設の耐震化等

○ 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、公立の教育施設については、耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。

- また、私立の学校施設については、学校法人等が実施する耐震化の取組を支援する。

病院施設・社会福祉施設の耐震化等

- 病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、未耐震化施設について耐震化整備等の防災・減災対策を促進する。

児童福祉施設等の機能維持

- 災害が発生した場合でも、児童福祉施設や児童相談所の児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、児童福祉施設等の機能を維持するための修繕や建替を含めた整備を推進する。

保育所・認定こども園の整備等

- 日常においても、災害時においても子どもが安全に過ごすことができるよう、市町村が実施する認定こども園等の施設整備や園舎の耐震化等を支援する。

都市公園施設の減災対策等

- 本県が管理する都市公園のうち、県営あづま総合体育館については、東日本大震災当時に大規模避難所として多くの避難住民を受け入れた施設であるが、非構造部材の落下・転倒が懸念されることから、減災化対策を計画的に進めるとともに、今後老朽化が進む都市公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全確保を推進する。

空港施設の整備等

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、空港地下道の耐震対策等による空港施設の機能強化を推進し、また、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、適正な空港機能を保持する。

港湾施設の整備等

- 大規模地震等が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

橋梁施設の耐震対策等

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	(R2年度末) 43%	(R2年度末) 43%	(R7年度末) 68%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕整備率（1巡目法定点検）	(R2年度末) 17%	(R2年度末) 17%	(R7年度末) 100%

無電柱化の推進

- 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市街地等における無電柱化整備率	(R2年度末) 46%	(R2年度末) 46%	(R7年度末) 51%

交通安全施設の維持管理

- 大規模地震等が発生した場合でも、交通安全施設等の倒壊を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理に取り組む。

空き家対策の推進

- 適切な管理が行われていない空き家は、大規模地震時の倒壊や放火等による火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県、市町村及び民間団体等が連携して総合的な空き家対策を推進する。
- 地域の実情を踏まえ、市町村が主体となって行う空き家対策が計画的かつ円滑に実施されるよう、福島県空家等対策連絡調整会議において、情報提供や技術的助言に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
空き家の活用等累計戸数	(R2年度末) 366戸	(R2年度末) 366戸	(R7年度末) 700戸

消防広域応援体制の強化

- 大規模災害や特殊災害の発生により、消防活動の広域的な応援が必要となる場合において、広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう、県総合防災訓練等を通じ、広域消防相互応援協定等に基づき県内消防本部の一層の連携強化を進めるとともに、他都道府県の消防隊員で構成される緊急消防援助隊との連携を図るなど、消防広域応援体制の充実・強化に取り組む。

消防団の充実・強化

- 就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、高校生等を対象とした出前講座による消防団活動のPR等を通じ、消防団への加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用者側からの理解促進に向けた取組と支援の要請に加え、市町村に対して、特定の消防団活動を行う機能別団員制度の導入促進などを実施し、若者や女性を始め、消防団員の確保に取り組む。また、県と市町村が連携し、団員確保のための検討・協議等を行うほか、消防団が使用する車両、資機材の整備を支援するなどにより、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
消防団員条例定数に対する充足の割合	（R2年4月）	（R4年4月）	（R7年度末）
合	88.4%	84.7%	88.4%

避難地域等における消防体制の再構築

- 避難指示区域及び避難指示が解除された地域においては、消防体制が脆弱な市町村が多いことから、不足するマンパワーを確保するため、避難地域消防団再編支援会議等において国・県・市町村（消防本部を含む）それぞれの役割分担や連携方策を明確にしながら、地元常備消防や広域的応援体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、今後の消防団員確保の見通しを踏まえ、避難地域等全体として消防体制の再構築を進めていく。

1-2

大規模津波等による多数の死傷者の発生

海岸保全施設の整備等

- 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組み、無堤区間の解消や背後地の保全を推進するとともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を進める。

防災緑地・海岸防災林の整備

- 海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、防災緑地や海岸防災林の整備を進めるとともに、海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
防災緑地の完成箇所数	（R元年度末）	（R2年度末）	（事業完了）
	9箇所	10箇所	10箇所

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化

- 東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として、防潮水門及び陸閘を整備するとともに、気象警報発表時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムを構築し、閉門操作が確実に行われるよう、計画的かつ適切な維持管理を行う。

河川管理施設の整備等

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。
- 国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取り組みなどを推進していく。
- 令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて河川改良を行うとともに堤防の強化等を実施し、再度の災害発生防止を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(R2年度末) 0戸	(R2年度末) 0戸	(R7年度末) 9000戸

津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

- 被害想定調査の結果、津波発生時における避難行動の遅れは、多数の死傷者の発生を招くことが明らかとなったことから、津波避難に係る周知啓発や沿岸市町における避難行動要支援者の避難体制の整備を支援する。
- また、本県では、平成31年3月に最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定を公表し、沿岸10市町村ではこれに基づき、津波ハザードマップを策定済みであるが、令和4年8月に津波浸水想定を見直したため、引き続き、技術的支援を行っていく。

1-3

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

河川管理施設の整備等〔再掲〕

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。
- 国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けたさらなる取り組みなどを推進していく。
- 令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて河川改良を行うとともに堤防の強化等を実施し、再度災害防止を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(R2年度末) 0戸	(R2年度末) 0戸	(R7年度末) 9000戸

ダム管理設備の機能確保

- 放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等の経年劣化が進んでおり、更新時期を今後迎えることから、長寿命化計画の策定によりライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ計画的な維持管理・更新に取り組み、いつ発生するかわからない災害に備え、ダム管理設備の機能を常時確保する。

ダムによる洪水調節機能の強化

- 一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、事前に利水容量の一部を放流することで、洪水調節のための容量を増量し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る事前放流等の取組を進める。
- 阿武隈川水系北須川（石川郡石川町）千五沢ダムに治水機能を付加し、洪水調節や流水の正常な機能の維持等を目的とした千五沢ダム再開発事業を推進していく。

湛水防除施設の整備等

- 東日本大震災により被災した湛水防除施設の復旧を進めてきたが、地盤沈下による立地条件の変化に伴い湛水被害が生じるおそれがある地域について、既存の湛水防除施設の機能強化を進めるとともに、令和元年東日本台風等により湛水被害が生じた農地がある地域について、必要な施設整備に取り組んでいく。あわせて、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切な維持管理に取り組み、湛水被害の発生防止に向けた防災・減災対策を推進する。

洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援

- 台風や集中豪雨などによる洪水災害から県民等の命を守るため、引き続き市町村における避難指示等の発令基準策定や空振りを恐れない避難情報の早期発令、切迫感の伝わる情報発信等に係る支援を行うとともに、関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図る。
- また、住民自らの早期避難を促すため、日頃から適切な避難行動を考え、備えておく「マイ避難」の定着を通じ、「自助」の取組の推進を図る。
- さらに、洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域の早期作成に努めるなど、洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440河川の作成率	(R2年度末) 7%	(R2年度末) 7%	(R7年度末) 50%

冠水発生箇所の対策

- 緊急輸送道路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

- 洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、県内8方部の水災害対策協議会等の活動を通して、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。
- 水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を支援していく。

都市部の内水による浸水対策への支援

- 近年、集中豪雨が頻発し、都市部の内水による浸水対策の重要性が高まっていることから、住民の被害の軽減を図るため、市町村が実施する雨水対策施設の整備などハード対策のほか、内水ハザードマップ作成などのソフト対策に対して支援をしていく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
下水道雨水計画を有する22市町村（R2）のうち、浸水時の住民避難を促す内水ハザードマップを作成した割合	（R2年度末） 18%	（R2年度末） 18%	（R7年度末） 63%

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
土砂災害から保全される住宅戸数	(R元年度末) 15,004戸	(R3年度末) 15,078戸	(R7年度末) 16,305戸
土砂災害警戒区域指定率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 99.2%	(R7年度末) 96.0%

地すべり防止施設の整備等

- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、また、既存の地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設について適切な維持管理に取り組む。
- 平成23年3月発生の東日本大震災・平成27年4月8日の融雪により、地すべりが再活動及び発生しており、土砂の流出及び地すべりの拡大防止及び地域住民の安全・安心の確保のため、復旧整備を計画的に推進する。

治山施設の整備等

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害、令和元年10月の令和元年東日本台風等などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、渓流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を計画的に推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
治山事業により保全される集落数	(R3年度末) 1,097集落	(R3年度末) 1,097集落	(R12年度末) 1,179集落以上

砂防関係施設の維持管理等

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。

火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- 火山災害から地域住民や登山者・観光客の安全を確保するため、山ごとに設置されている火山防災協議会の取組等を通じ、関係市町村、防災関係機関、観光団体及び火山の専門家などが一体となって、地域住民や登山者・観光客等への防災啓発、火山防災訓練の実施、避難促進施設における避難確保計画の策定支援等に取り組むとともに、火口周辺における緊急退避施設や情報伝達手段を複数系統確保すること等について検討を進めるなど、火山噴火に対する警戒避難体制の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
火山周辺の避難促進施設に係る避難確保計画の策定件数	(R2年度末) 4施設	(R2年度末) 4施設	(R7年度末) 11施設

避難小屋の噴石対策

- 避難小屋は、火山噴火による災害発生時に登山者・観光客の安全を確保する必要のある建物であることから、「火山活動が活発化した場合の避難計画(火口周辺区域)」に基づき、施設の噴石対策化を計画的に進める。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
避難小屋噴石対策整備率	(R元年度末) 0%	(R3年度末) 0%	(R7年度末) 100%

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築〔再掲〕

- 洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、県内8方部の水災害対策協議会等の活動を通して、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。
- 水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を支援していく。

1-5

暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

- 県内の豪雪地帯の多くは、過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められることから、市町村が任意で策定する地域安全克雪方針の策定を支援するとともに、県、市町村、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組み、安心して快適に暮らすことのできる、雪と共生する魅力ある地域づくりを推進していく。

道路の除雪体制等の確保

- 暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進する。
- 豪雪地帯において冬期通行不能区間の発生による交通途絶を回避するため、冬期間のアクセス経路を複数確保するなど、冬期通行不能区間の解消に向けた道路整備を推進する。

雪崩対策の推進

- 県内には314箇所の雪崩危険箇所があり、うち196箇所において5戸以上の人家又は官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅などの重要な公共建物がある。県民の安全・安心な生活環境を確保するため、雪崩危険箇所において計画的な予防対策の検討を進めるとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者利用施設の関係者等に対する雪崩被害防止に係る啓発活動に取り組み、雪崩対策の推進を図る。

道路の防雪施設の整備

- 人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止し、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設や凍結抑制舗装の整備等を推進するとともに、トンネル坑口等における新しい融雪システムの採用を積極的に検討し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組む。また、雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設を計画的に整備し、冬期間における道路交通対策の推進を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	(R2年度末) 34%	(R2年度末) 34%	(R7年度末) 36%

大雪時の車両停留の対策

- 大雪時の交通障害を防ぐため、急勾配の解消のための道路改良や、路肩の拡幅などの整備を進める。

交通安全対策の推進

- 平常時、災害時を問わない安全な道路交通を確保するため、交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。

道路施設の老朽化対策

- 「事後保全型」の維持管理から、定期的な点検等に基づく「予防保全型」の維持管理への転換を図ることで、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへの移行を推進する。

雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

- 大雪・暴風雪による被害や交通障害の発生時に迅速かつ的確に対応するため、災害時応援協定に基づく物資・燃料の提供等や避難所開設、自衛隊災害派遣要請等に係る関係機関との連携強化に向けた取組を継続していくとともに、降雪時期の除雪作業や交通事故の防止、雪害に対する備えなどについて、注意喚起を適切に行う。また、気象情報により立ち往生等の雪害が予測される際には、国や各関係機関と事前協議を実施し、通行止めなどの予防措置の実施や災害発生時に速やかな対応ができるよう連携の強化及び体制の整備を進めていく。

応急給水体制の整備

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄に継続して取り組むとともに、市町村及び水道事業者の連携・協力による給水対策や自衛隊への応急給水の応援要請など、応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化し、応急給水体制の整備を推進する。

上水道施設の防災・減災対策

- 大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応の確認や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
水道基幹管路の耐震適合率 （上水道事業及び水道用水供給事業）	（R元年度末） 55.5%	（R3年度末） 59.0%	（R6年度末） 74.0%

物資供給体制の充実・強化

- 大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給の手段を確保し、プッシュ型物資供給体制の充実・強化支援にも円滑に対応できるよう、民間倉庫を活用した物資拠点の集約及び業務の効率化に取り組む。
- また、各種防災訓練の実施等を通じ、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定の締結団体との連携強化を図り、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進する。加えて、体制の強化を図るために、新規の災害時応援協定の締結に向けた取組を進める。

非常用物資の備蓄

- 災害発生時において、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等を供給するため、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行うとともに、民間倉庫を活用した県備蓄物資の集約及び支援物資供給の効率化を進め、救援対策の充実を図っていく。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。引き続き、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

緊急輸送道路の防災・減災対策

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
- 大地震時に建築物の倒壊等により道路が閉塞され、市町村の区域を越える広域的かつ円滑な避難が困難となることを防止するため、「福島県耐震改修促進計画」で指定した緊急輸送道路（避難路）の沿道建築物の耐震化に係る取組を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(R2年度末) 75%	(R2年度末) 75%	(R7年度末) 100%

迂回路となり得る農道・林道の整備

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

- 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

「道の駅」防災拠点化の推進

- 広域的な防災拠点である「防災道の駅」の認定に向け、市町村と連携し道の駅の防災機能の強化を推進する。
- 地域防災計画に位置付けのある道の駅については、災害時でも業務実施可能な施設整備を促進するとともに、市町村と道路管理者の役割分担が定まったBCPの策定支援を行う。
- 新たに設置される道の駅については、あらかじめ地域の防災拠点として位置付けるなど、計画段階から防災機能を有する施設として整備を行う。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進

- 大規模自然災害等に伴い、停電が発生した場合であっても、速やかに電力施設等を応急復旧し、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

停電時における電気自動車等の活用

- 電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の優れた給電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く県民の理解を深めるとともに、普及拡大を図るため、車両導入補助や、車と住宅をつなぐV2Hの設備補助等の積極的な取組の推進を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
電気自動車等の登録台数	(R元年度末) 189,709台	(R3年度末) 226,646台	(R12年度末) 増加を目指す

自助・共助の取組促進

- 危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに継続的に取り組む。

- また、県民一人一人が災害を「自分事」として認識し、適切な「避難行動」等が取れるよう、様々な「体験型」「参加型」の事業を通じ、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(R3年度末) 9.5%	(R3年度末) 9.5%	(R7年度末) 18.6%

2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

孤立集落発生を回避する道路整備

- 中山間地の迂回路のない道路の狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障がある箇所について、国県道・市町村道も含め、道路拡幅やバイパスの整備を進めていく。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
土砂災害から保全される住宅戸数	(R元年度末) 15,004戸	(R3年度末) 15,078戸	(R7年度末) 16,305戸
土砂災害警戒区域指定率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 99.2%	(R7年度末) 96.0%

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
- 大地震時に建築物の倒壊等により道路が閉塞され、市町村の区域を越える広域かつ円滑な避難が困難となることを防止するため、「福島県耐震改修促進計画」で指定した緊急輸送道路（避難路）の沿道建築物の耐震化に係る取組を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(R2年度末) 75%	(R2年度末) 75%	(R7年度末) 100%

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。
- 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

消防防災ヘリによる救助活動等の推進

- 孤立集落等に対する救助活動や支援物資投入を迅速かつ円滑に行うため、また、消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災航空隊による自隊訓練や各消防本部との合同訓練などの各種訓練に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図る。
- 消防防災ヘリへの出動要請が多数発生した場合や機体の点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない事態に備え、自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制の充実に向けた取組を推進する。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。また、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実により、災害対応力の強化を図り、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上に努める。
- 大規模自然災害を始めとする緊急事態等への迅速・的確な初動措置を可能とするため、災害警備本部設置訓練、非常招集訓練等の災害警備訓練を戦略的に行い、災害対処能力の高度化を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(R2年度末) 1回	(R3年度末) 1回	(毎年度) 1回

警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実

- 大規模自然災害が発生した場合でも、住民の救助・捜索や避難誘導、緊急輸送路の確保、危険箇所の交通規制、被災地域の治安維持など、警察による災害対応を迅速かつ的確に行うため、初動措置に係る体制整備や業務継続計画による対処人員の確保、広域応援体制の強化等に取り組むことにより、警察の災害対応人員の確保に努めるとともに、災害対応に必要な装備資機材や輸送用車両等の充実を図る。

警察による災害対応のための連携体制の充実・強化

- 大規模自然災害発生時において警察が迅速かつ的確な災害対応を行うため、重機による救出・救助活動支援、交通障害物の撤去や高速道路の通行規制等による緊急交通路の確保、鉄道・航空機の状況に関する情報や帰宅困難者に関する情報の提供、滞留場所確保、物資・食料等の調達、緊急ラジオ放送などについて、平時から関係機関との連携内容を相互に確認し、連携体制の更なる充実・強化を図る。

消防広域応援体制の強化〔再掲〕

- 大規模災害や特殊災害の発生により、消防活動の広域的な応援が必要となる場合において、広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう、県総合防災訓練等を通じ、広域消防相互応援協定等に基づく県内消防本部の一層の連携強化を進めるとともに、他都道府県の消防隊員で構成される緊急消防援助隊との連携を図るなど、消防広域応援体制の充実・強化に取り組む。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。引き続き、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

消防防災ヘリによる救助活動等の推進〔再掲〕

- 孤立集落等に対する救助活動や支援物資投入を迅速かつ円滑に行うため、また、消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災航空隊による自隊訓練や各消防本部との合同訓練などの各種訓練に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図る。
- 消防防災ヘリへの出動要請が多数発生した場合や機体の点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない事態に備え、自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制の充実に向けた取組を推進する。

救急業務の充実

- 県内全ての救急隊において、除細動や気管挿管等の救急救命処置といった高度な救急業務を行うことのできる救急救命士が少なくとも1人は配置される体制の確保に向けて、引き続き、救急救命士養成研修の費用補助を行い、救急救命士の養成に係る取組を促進し、救急業務の充実・強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
救急隊員に占める救急救命士有資格者の比率	(R2年4月) 34.4%	(R4年4月) 37.2%	(R7年度末) 41.9%

消防団の充実・強化（再掲）

- 就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、高校生等を対象とした出前講座による消防団活動のPR等を通じ、消防団への加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用者側からの理解促進に向けた取組と支援の要請に加え、市町村に対して、特定の消防団活動を行う機能別団員制度の導入促進などを実施し、若者や女性を始め、消防団員の確保に取り組む。また、県と市町村が連携し、団員確保のための検討・協議等を行うほか、消防団が使用する車両、資機材の整備を支援するなどにより、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
消防団員条例定数に対する充足の割合	(R2年4月)	(R4年4月)	(R7年度末)
合	88.4%	84.7%	88.4%

避難地域等における消防体制の再構築〔再掲〕

- 避難指示区域及び避難指示が解除された地域においては、消防体制が脆弱な市町村が多いことから、不足するマンパワーを確保するため、避難地域消防団再編支援会議等において国・県・市町村（消防本部を含む）それぞれの役割分担や連携方策を明確にしながら、地元常備消防や広域的応援体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、今後の消防団員確保の見通しを踏まえ、避難地域等全体として消防体制の再構築を進めていく。

2-4

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺

災害拠点病院数等の拡充及び機能確保

- 災害発災時において、被災地内の傷病者の受入や災害派遣医療チーム（DMAT）の被災地への派遣などの医療救護活動の支援強化に向けて、災害拠点病院数を県内の12消防本部管内に1病院以上設置するよう拡充に向けて取り組む。
- 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等を確保するため、福島県立医科大学付属病院を基幹災害拠点病院とし、7つの医療圏ごとに地域災害拠点病院を1病院以上指定している。災害に伴う停電等が発生した場合であっても、災害拠点病院における医療活動を維持するため、現況調査等により非常用発電機、燃料の備蓄、受水槽の確保等の状況を把握し、災害拠点病院の機能確保に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害拠点病院数	(R3年度末) 10拠点	(R3年度末) 10拠点	(R7年度末) 12拠点

透析医療機関での非常時対応体制の整備

- 災害等に伴う停電・断水が発生した場合であっても透析医療の継続を確保するため、透析医会と連携し、迅速な支援体制を構築する。
- 災害時の透析医療機関に係る具体的な対応について福島県災害医療マニュアルに明記する。
- 県内の透析医療の関係者が災害時の透析医療の対応等について協議する福島県透析医療災害対策連絡協議会への継続的な参加を通じて、透析医療体制の強化に取り組んでいく。

緊急車両等に供給する燃料の確保

- 大規模自然災害等の発生時における緊急車両や施設等に必要な燃料の確保と備蓄に向け、引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、燃料の確保等に向けた取組を推進していく。

DMATによる災害医療体制の充実

- 災害発生後直ちに被災地へ入り、トリアージや救命処置、患者の搬送に係る診察・処置、被災地内の病院における診療支援等を行う災害派遣医療チーム（DMAT）について、県内の災害拠点病院における体制の整備・維持に取り組むとともに、各種研修や実動訓練等を通じて、DMAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害医療体制の強化を図る。

DPATによる精神保健活動支援体制の充実

- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する必要がある。平時より研修等で他組織との連携を図るとともに、派遣期間が中長期に及んだ際にも対応できるようDPAT整備数を増やしていく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
DPATの整備数	(R元年度末) 10チーム	(R3年度末) 12チーム	(R7年度末) 15チーム

ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

- 災害拠点病院の指定要件上、ヘリポートが敷地内でない場合は、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保することで要件を満たしているとみなされているものの、引き続き、活用可能な補助金を周知する等、ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化を図る。
- 双葉地域においては、ふたば医療センター附属病院に多目的医療用ヘリを導入し、より高度・専門的な医療機関への患者搬送や地域の医療機関への高度・専門的な医療技術を提供する医師等の派遣受入れなど、救急医療体制の充実・強化を図り、災害発生時においても、必要な救急医療を確保するための取組を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合	(R元年度末) 75.0%	(R3年度末) 72.7%	(R7年度末) 100%

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備

- 東日本大震災において、患者を一時収容する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が福島空港に暫定的に設置されたことを踏まえ、SCUに必要な資機材の配備やSCU設置運営訓練の実施に取り組むとともに、福島空港及び関係機関等と十分な連携を図り、SCUの体制整備を推進する。

災害医療コーディネーター体制の整備

- 引き続き、災害医療コーディネーターの養成・確保に取り組むとともに、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づく研修や訓練を通じ、災害医療コーディネーター体制の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害医療コーディネーター数（累計）	(R元年度末) 11名	(R3年度末) 15名	(R7年度末) 30名

災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持

- 災害時において県民等が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から3日間程度の初動期に確保することが困難となることから、県内を6方部に分けた備蓄供給体制を構築し、災害時における医薬品等の備蓄・供給に係る業務委託や福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの運用に取り組んでいる。災害時に医療機関等から要請があった場合、医薬品等の迅速な供給を確保するため、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を推進する。

災害時医療・福祉人材の確保

- 災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係団体との連携強化を促進し、訓練や研修等の機会を捉え、災害時医療救護に関する協定や福島県災害派遣福祉チームに関する協定に基づく対応を相互に確認し、災害時における医療・福祉の人材確保を図る。

医療機関における情報通信手段の確保

- 災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく。

病院施設・社会福祉施設の耐震化等〔再掲〕

- 病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、未耐震化施設について耐震化整備等の防災・減災対策を促進する。

児童福祉施設等の機能維持〔再掲〕

- 災害が発生した場合でも、児童福祉施設や児童相談所の児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、児童福祉施設等の機能を維持するための修繕や建替を含めた整備を推進する。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持

- 災害発生時における高齢者施設、障がい者施設等の施設機能の維持のため、非常用自家発電設備・給水設備の整備やブロック塀等の改修を促進し、施設の防災・減災対策を早急に進め、利用者の安全・安心を確保する。

福祉避難所の充実・確保

- 市町村に対し、福祉避難所の指定取組状況や平常時の備えについての聞き取り等を行うとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進する。
- 未指定の双葉地方2町に対しては、個別訪問等により進捗状況や課題を整理し、住民の帰還や施設の再開状況を見ながら、福祉避難所の早期指定に向けて助言や指導を行う。

浜通り地方における医療提供体制の再構築

- 避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるとともに、災害発生時であっても必要な医療を提供するため、休止している医療機関等の再開支援及び医療従事者の確保など、医療提供体制の再構築を推進する。
- 「ふたば医療センター附属病院」の整備により、二次救急医療体制を確保しつつ、帰還状況や住民ニーズに応じて復興推進のために必要な医療の確保を図り、経営安定化支援や医療人材の確保などにより浜通り地方における医療機関の安定的な運営に向けた支援を継続的に行う。
- 医療機関が警戒区域で再開等する又はした場合に、施設・設備整備費及び運営費の補助を実施することで、浜通り地方における医療提供体制の再構築を推進する。

浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

- 大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、県外から浜通り地方等の介護施設等に就職予定の者に対して奨学金の貸付や住まいの確保に係る支援を行うなど、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金の利用者数（累計）	(R元年度末) 145人	(R3年度末) 258人	(R7年度末) 445人

道路施設の無停電設備の整備

- 停電による管理上支障が生じる恐れがある道路施設の無停電設備の整備を推進する。

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

- 山間部の道路については、地滑りや土砂崩れのおそれのある箇所のバイパスや道路拡幅の整備を行い、通行の安全・安心の確保を進める。

災害時に地域の輸送等を支える道路整備

- 緊急輸送道路の狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障となる箇所について、道路拡幅やバイパスの整備を進めていく。また、緊急輸送路自体が災害により通行止めになる可能性があることから、緊急輸送路の代替路となるべき道路について、国県道・市町村道も含め整備を進めていく。

踏切の立体交差等の整備

- 踏切での交通障害を防ぐため、踏切と交差する道路の立体化など整備を進める。

2-5

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

感染症予防措置の推進

- 災害時において新型コロナウイルス感染症等の各種感染症がまん延する事態を防ぐため、感染症対策に関する各種研修へ職員を派遣して、最新の感染症への対応能力を備えた感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
	(R元年度末)	(R3年度末)	(R7年度末)
麻疹・風しん予防接種率	第1期 95.7%	第1期 93.1%	第1期 98.0%
	第2期 94.8%	第2期 94.1%	第2期 98.0%

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

- 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「福島県下水道業務継続計画（BCP）」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。
- また、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっていることから、浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等をBCPIに位置付けるとともに、取り組みを推進する。

下水道施設の維持管理

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」及び「耐震補強計画」に基づき、施設の耐水化、耐震化の整備を図る。あわせて、限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うため、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」により、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

- 多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいることから、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	(R2年度末) 84.6%	(R2年度末) 84.6%	(R7年度末) 93.3%

一般廃棄物処理施設の災害対策

- 大規模自然災害の発生に備え、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害発生時に災害廃棄物処理を迅速に進めるため、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の更新等の機会を捉えて、施設の耐震化や浸水対策の実施、大量に発生する災害廃棄物を想定した処理能力の確保など、施設整備に関して必要な助言等を行う。
- 被災により施設が使用困難の見込みとなった場合に、日常的に発生する生活ごみやし尿の処理に支障を来さないよう、「福島県災害廃棄物処理計画」に基づき、県が広域処理するための調整を行う。
- また、計画に基づいた初動対応手順書を策定し、研修や演習等を通じて、体制の強化を図るとともに、市町村間の応援協定締結等による連携強化を支援するため、協定書のひな形提示や、連携先の調整を行う。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	(R2年度末) 15.25%	(R2年度末) 15.25%	(R7年度末) 100%

家畜伝染病対策の充実・強化

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難所環境の充実

- 避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境による被災者の健康状態の悪化や災害関連死を招く事態を防ぐため、関係団体との災害時応援協定や国のプッシュ型支援を活用し物資調達体制の強化を図るとともに、避難所での感染症対策等に係る研修会や周知・啓発、「避難所運営マニュアル作成の手引き」の改訂などに取り組み、市町村と連携して避難所環境の充実を図っていく。
- また、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症に対応するため、避難所における防疫体制の整備等を実施する。さらに、市町村の防災担当・保健福祉担当を対象とし、新型コロナウイルス等感染症対策を考慮した避難所対応研修を通じ、知識の普及を図る。
- 市町村に対し、ペット連れ避難の在り方等について普及啓発を行い、ペットを飼う被災者への支援について理解を促すとともに、ペット連れ避難者を受け入れる避難所の選定や運営に対する助言を行う。また、県民に対してもペット連れ避難に関する知識の普及啓発に取り組む。さらに、災害時に備えペット飼養管理に必要な物資を備蓄し、ペット連れ避難の支援体制を維持する。

福祉避難所の充実・確保〔再掲〕

- 市町村に対し、福祉避難所の指定取組状況や平常時の備えについての聞き取り等を行うとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進する。
- 未指定の双葉地方2町に対しては、個別訪問等により進捗状況や課題を整理し、住民の帰還や施設の再開状況を見ながら、福祉避難所の早期指定に向けて助言や指導を行う。

災害時健康危機管理体制の整備

- 令和元年東日本台風等に関する保健福祉部の検証結果に基づき、災害時における健康危機管理体制の整備を着実に実施していく。また、保健福祉分野における災害対応マニュアルを改訂し、研修や訓練を通じて、職員の能力強化を図る。
- 本県の保健福祉分野における災害対応マニュアル等については、中核市にも共有し、平時より連携体制等を整備する。

DHEATの構成員養成及び運営体制の強化

- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の設置マニュアルについては、令和元年東日本台風等の検証結果を踏まえた改訂を行い、マニュアルに沿った研修や訓練を行うことで、チームの構成員の能力向上を図る。また、調整会議等を通じ、中核市との連携を強化する。
- DHEAT養成研修への専門職の継続的な派遣を通じ、県内のDHEAT構成員の増加を目指し、DHEATの強化を図り、他県からの要請に速やかに応じることができるよう円滑な調整を実施する。
- 保健所長を派遣する場合の体制等を整備し、派遣に伴う保健所の負担を解消することで、DHEATの派遣を促す。

DPATによる精神保健活動支援体制の充実〔再掲〕

- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する必要がある。平時より研修等で他組織との連携を図るとともに、派遣期間が中長期に及んだ際にも対応できるようDPAT整備数を増やしていく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
DPATの整備数	（R元年度末） 10チーム	（R3年度末） 12チーム	（R7年度末） 15チーム

災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持

- 災害時でも、地域における健康危機管理の拠点である保健所の機能を維持するために、自家発電設備の整備等を進める。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持〔再掲〕

- 災害発生時における高齢者施設、障がい者施設等の施設機能の維持のため、非常用自家発電設備・給水設備の整備やブロック塀等の改修を促進し、施設の防災・減災対策を早急に進め、利用者の安全・安心を確保する。

3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱

警察施設の耐災害性等

- 大規模地震等の発生によって警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建替や非常用発電機などの設備改修を計画的に推進する。

警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実〔再掲〕

- 大規模自然災害が発生した場合でも、住民の救助・捜索や避難誘導、緊急輸送路の確保、危険箇所の交通規制、被災地域の治安維持など、警察による災害対応を迅速かつ的確に行うため、初動措置に係る体制整備や業務継続計画による対処人員の確保、広域応援体制の強化等に取り組むことにより、警察の災害対応人員の確保に努めるとともに、災害対応に必要な装備資機材や輸送用車両等の充実を図る。

警察ネットワーク環境の充実

- 警察本部庁舎において危機管理対応や警察活動を最大限発揮できる環境を構築するため、県内の各警察署と警察本部庁舎間のネットワーク機器等の冗長化を図るなど、財政状況を考慮しながら県警察ネットワーク環境の充実及び機能強化を推進する。

警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保

- 大規模災害等が発生した場合でも、各種警察活動等に必要な電源・通信回線を確保するため、各種訓練等の機会を捉え、災害応援協定を締結している電力事業者及び情報通信事業者と協定に基づく協力要請・対応を相互に確認するなどして連携を強化し、災害時における電源・通信回線の確保を図る。

自動起動型信号機電源付加装置の整備

- 災害停電に伴う信号機の滅灯による重大な交通事故や交通渋滞の発生を回避するため、幹線道路等の主要な交差点において、停電時でも信号機に電力を供給する自動起動型信号機電源付加装置等の整備及び維持管理を進める。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
自動起動型信号機電源付加装置の整備数	(R元年度末) 570基	(R3年度末) 611基	(R7年度末) 611基

交通安全施設の維持管理〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合でも、交通安全施設等の倒壊を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理に取り組む。

3-2

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続に必要な体制の整備

- 大規模災害発生時において、県の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続のための訓練や非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組を継続的に推進していく。
- 県内市町村における業務継続計画の策定を支援し、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
業務継続計画を策定した市町村数	(R元年度末) 50市町村	(R3年度末) 54市町村	(R7年度末) 59市町村

受援体制の整備

- 大規模自然災害の発生時には、行政機関が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれる。そのため、自治体単独で災害対応を行うことが困難となった場合に備え、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、県受援計画の見直しや市町村の計画策定の支援に取り組み、県及び市町村の受援体制の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害時受援計画の策定市町村数	(R2年度末) 19市町村	(R2年度末) 19市町村	(R7年度末) 59市町村

防災拠点施設の機能確保

- 災害が発生した際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である危機管理センター及び合同庁舎等の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

県庁舎の耐震化等〔再掲〕

- 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、「福島県県有建築物の耐震改修計画」に基づき、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保するとともに、防災拠点施設として機能を発揮できるよう庁舎等の長寿命化対策に取り組む。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。また、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実により、災害対応力の強化を図り、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上に努める。
- 大規模自然災害を始めとする緊急事態等への迅速・的確な初動措置を可能とするため、災害警備本部設置訓練、非常招集訓練等の災害警備訓練を戦略的に行い、災害対処能力の高度化を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
県総合防災訓練の実施回数	（R2年度末） 1回	（R3年度末） 1回	（毎年度） 1回

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕【災害対策課】

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。引き続き、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時における緊急車両や施設等に必要な燃料の確保と備蓄に向け、引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、燃料の確保等に向けた取組を推進していく。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕

- 大規模自然災害等に伴い停電が発生した場合であっても、速やかに電力施設等の応急復旧し、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

防災拠点施設の機能確保〔再掲〕

- 災害が発生した際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ確かな初動対応を実現するため、防災拠点施設である危機管理センター及び合同庁舎等の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

- 大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「福島県ICT部門の業務継続計画」に基づき、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。

情報通信設備の耐災害性の強化

- 地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバールーム統合や民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理を継続し、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

多様な通信手段の確保

- 災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、福島県総合情報通信ネットワークシステム及び原子力防災に係る緊急時連絡網システムに使用する通信機器（電話・FAX・TV会議システム）の整備やLアラート配信機能を含む防災事務連絡システムの整備、衛星携帯電話の配備、市町村へ派遣するリエゾン職員の情報通信機器の配備など、多様な通信手段の維持・確保に取り組んでいく。

警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保〔再掲〕

- 大規模災害等が発生した場合でも、各種警察活動等に必要な電源・通信回線を確保するため、各種訓練等の機会を捉え、災害応援協定を締結している電力事業者及び情報通信事業者と協定に基づく協力要請・対応を相互に確認するなどして連携を強化し、災害時における電源・通信回線の確保を図る。

医療機関における情報通信手段の確保〔再掲〕

- 災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく。

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に 伝達できない事態

住民等への情報伝達体制の強化

- 令和元年東日本台風等への対応検証を踏まえ、災害関連情報の入手方法についての周知啓発やLアラートによる情報配信の徹底を図るとともに、関係機関及び放送・通信事業者との連携を強化し、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する。

放送事業者との連携強化

- 災害時において、被災地住民、県民及び県外関係者に正確かつ分かりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を支援するため、災害時における放送要請に関する協定を締結している各放送事業者との各種訓練や情報交換会等を通じて連携強化に取り組み、災害時における広報活動の充実を図る。

4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

発災時の情報収集及び共有

- 迅速かつ的確な災害対応を行うためには、多様な情報源から情報を収集・集約し、関係機関で共有することが求められる。このため、市町村へ派遣する県リエゾン職員による情報収集機能の強化を始め、防災事務連絡システムの入力作業に係る市町村職員の負担軽減や操作習熟を図るなど、効果的な情報収集のための取組を推進するとともに、関係機関との円滑な情報共有に向けて、防災科学技術研究所が開発を進める「基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）」等を活用したシステムの導入を進める。

住民等への情報伝達体制の強化〔再掲〕

- 令和元年東日本台風等への対応検証を踏まえ、災害関連情報の入手方法についての周知啓発やアラートによる情報配信の徹底を図るとともに、関係機関及び放送・通信事業者との連携を強化し、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する。

避難行動要支援者対策の推進

- 高齢者、障がい者など災害情報の受理や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想される避難行動要支援者の円滑な避難のため、令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、防災部局と福祉部局の緊密な連携の下、避難行動要支援者名簿や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の作成など市町村の取組を支援する。また、関係機関及び地域住民の協力・連携による共助の取組を促進し、地域防災力の向上を図り、社会全体で避難行動要支援者を支える体制構築を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
避難行動要支援者個別避難計画策定 市町村数	（R2年度末） 39市町村	（R3年度末） 32市町村	（R7年度末） 59市町村

福祉避難所の充実・確保〔再掲〕

- 市町村に対し、福祉避難所の指定取組状況や平常時の備えについての聞き取り等を行うとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進する。
- 未指定の双葉地方2町に対しては、個別訪問等により進捗状況や課題を整理し、住民の帰還や施設の再開状況を見ながら、福祉避難所の早期指定に向けて助言や指導を行う。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。また、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実により、災害対応力の強化を図り、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上に努める。

- 大規模自然災害を始めとする緊急事態等への迅速・的確な初動措置を可能とするため、災害警備本部設置訓練、非常招集訓練等の災害警備訓練を戦略的に行い、災害対処能力の高度化を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(R2年度末) 1回	(R3年度末) 1回	(毎年度) 1回

雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達と共有

- 雨量や河川水位等の情報発信について、災害対応の強化のため、福島県河川流域総合情報システムのサーバー強化を実施する。
- 土木部内の公共土木施設等の防災情報を、防災科学研究所が進める「基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）」に接続し、円滑な情報共有を行う。
- 現在、河川流域総合情報システムと一体となっている土砂災害情報システムを改修し、わかりやすい情報提供を実施するとともに、土砂災害警戒情報の精度向上に向けて検討を進める。

道路情報提供装置等の整備

- 災害発生時の住民避難や救急・救援活動においては、刻々と変化する道路状況の把握が重要となることから、道路利用者がインターネットを通じてリアルタイムの道路状況を確認できるようにするとともに、迅速な路面状況の把握や通行止め箇所の可視化など、きめ細やかな道路管理を実施し円滑な道路交通の安全確保を図る。

在留外国人に対する多言語による情報提供

- 在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、関係機関との緊密な連携の下、外国人にも意味が伝わりやすい「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、相談員・通訳員の配置や3者同時通話が可能な通信機器等の活用により、大規模災害が発生した場合においても多言語による正確な情報提供や相談対応を継続して行える体制を確保する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
「やさしい日本語」交流事業参加者数	(R3年度末) 2,650人	(R3年度末) 2,650人	(R7年度末) 5,820人

自助・共助の取組促進〔再掲〕

- 危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに継続的に取り組む。
- また、県民一人一人が災害を「自分事」として認識し、適切な「避難行動」等が取れるよう、様々な「体験型」「参加型」の事業を通じ、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(R3年度末) 9.5%	(R3年度末) 9.5%	(R7年度末) 18.6%

自主防災組織等の強化

- 地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、県総合防災訓練や防災出前講座の実施を始め、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される人材養成のための研修会の開催や市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
自主防災組織活動カバー率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 74.8%	(R7年度末) 82.6%

東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

- 児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災についての知識を正しく理解し、災害発生時における危険性や状況の的確な思考・判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、地域の実態に即した防災教育カリキュラムの構築に取り組む。
- 家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた地域と共に創る防災教育を推進していく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
防災教育に係る授業（避難訓練を除く）を実施した学校の割合（公立小・中学校）	（R元年度末） 100%	（R3年度末） 100%	（毎年度末） 100%

学校災害対応マニュアルの作成支援

- 災害発生時において児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるため、学校災害対応マニュアル（危険等発生時対処要領）の見直しに関する支援等に継続して取り組むとともに、学校施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を促進し、学校災害対応マニュアルの実効性を高めていく。
- 災害発生時に学校が円滑に対応できるよう避難所に指定されている学校での避難所開設マニュアルや要配慮者対応のマニュアルの作成の支援や助言を行う。

震災教訓の伝承・風化防止

- 本県が経験した未曾有の複合災害の記録や教訓について、国や世代を超えて継承・共有するとともに、今後の防災・減災対策に活かしていくため、資料の収集・保存、調査・研究、展示や研修を通じ、震災教訓の継承・風化防止を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
東日本大震災・原子力災害伝承館の来館者数	（R2年度末） 43,750人	（R3年度末） 58,271人	（R7年度末） 65,000人

マイ避難の促進

- 災害から大切な人の命を守るためには、県民一人一人が防災意識を高め、ハザードマップで自宅や職場周辺の災害リスクを確認し、日頃から避難する場所や避難のタイミングなどの適切な避難行動について、あらかじめ家族や職場で考え、備えておく「マイ避難」の取組が重要であることから、防災出前講座や様々な広報媒体の活用等により、「マイ避難」の周知啓発に取り組み、適切な避難行動に関する県民の意識の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合	（R3年度末） 9.5%	（R3年度末） 9.5%	（R7年度末） 18.6%

適切な避難行動の呼びかけ

- 令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、市町村が空振りを恐れずに避難情報を早期に発令することの徹底や多様な手段を活用した情報の伝達、より切迫感の伝わる情報発信に向けた検討など、市町村や関係機関と連携して適切な避難行動の呼び掛けに取り組む。

障がい者、国内外からの旅行者への情報提供

- 障がいのある方に対しては、手話通訳や字幕の付与、テキストデータや音声での提供など、障がい特性に配慮した情報提供の取組を進めるとともに、引き続き障がい者施設等への速やかな情報発信に努めていく。
- 国内外の旅行者が、円滑に避難行動が取れるよう、ピクトグラムサインや多言語サインの設置を促進する。また、外国人旅行者に対しては、災害や避難の概要をまとめたパンフレット等の配布を通じて、災害に対する意識向上を図る。
- 旅行弱者を想定した避難訓練の実施等を通じ、観光事業者との連携体制を構築するとともに、旅行者に向けて県観光ホームページやSNSによりプッシュ型の災害情報発信アプリの登録を促す。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、 経済活動の停滞

企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

- 県及び商工関係5団体で締結した「福島県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定」に基づき、専門チームによる県内事業者への個別訪問や県と協定団体によるBCP策定支援セミナーの開催などを通じ、県と協定団体が緊密に連携しながら、各事業者の実態に応じた個別具体的なBCP策定支援に取り組み、企業の防災力向上を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
事業継続計画（BCP）の策定支援件数	（R2年度末） 33件	（R2年度末） 33件	（R7年度末） 53件

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進

- 港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進

- 大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。策定済みの松川浦漁港では、具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなどを実施し、BCPの実効性を高めるとともに、未策定の請戸漁港ではBCP策定を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
漁業地域における事業継続計画 （BCP）策定率	（R元年度末） 50.0%	（R3年度末） 50.0%	（R7年度末） 100%

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備

- 地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、高速自動車国道・地域高規格道路（常磐道、磐越道、会津縦貫道など）による幹線道路ネットワークの早期整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）値	現状値	目標値
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	（R2年度末） 51市町村	（R2年度末） 51市町村	（R7年度末） 53市町村

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
- 大地震時に建築物の倒壊等により道路が閉塞され、市町村の区域を越える広域のかつ円滑な避難が困難となることを防止するため、「福島県耐震改修促進計画」で指定した緊急輸送道路（避難路）の沿道建築物の耐震化に係る取組を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	（R2年度末） 75%	（R2年度末） 75%	（R7年度末） 100%

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。
- 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

空港施設の整備等〔再掲〕

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、空港地下道の耐震対策等による空港施設の機能強化を推進し、また、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、適正な空港機能を保持する。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	(R2年度末) 43%	(R2年度末) 43%	(R7年度末) 68%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕整備率（1巡目法定点検）	(R2年度末) 17%	(R2年度末) 17%	(R7年度末) 100%

無電柱化の推進〔再掲〕

- 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市街地等における無電柱化整備率	(R2年度末) 46%	(R2年度末) 46%	(R7年度末) 51%

5-2

食料等の安定供給の停滞

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕

- 地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、高速自動車国道・地域高規格道路（常磐道、磐越道、会津縦貫道など）による幹線道路ネットワークの早期整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	(R2年度末) 51市町村	(R2年度末) 51市町村	(R7年度末) 53市町村

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
- 大地震時に建築物の倒壊等により道路が閉塞され、市町村の区域を越える広域的かつ円滑な避難が困難となることを防止するため、「福島県耐震改修促進計画」で指定した緊急輸送道路（避難路）の沿道建築物の耐震化に係る取組を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(R2年度末) 75%	(R2年度末) 75%	(R7年度末) 100%

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。
- 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

空港施設の整備等〔再掲〕

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、空港地下道の耐震対策等による空港施設の機能強化を推進し、また、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、適正な空港機能を保持する。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

食料生産基盤の整備

- 食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
ほ場整備率	(R3年度末) 73.8%	(R3年度末) 73.8%	(R7年度末) 75.5%

農業水利施設の適正な保全管理

- 農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む。また、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	(R3年度末) 7,660ha	(R3年度末) 7,660ha	(R12年度末) 累計 63,356ha以上

5-3

異常渇水等により用水の供給の途絶

渇水時における情報共有体制の確保

- 異常渇水の発生時においても県内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を促進する。

工業用水の渇水対策

- 異常渇水の発生時においても工業用水が給水停止となる事態を回避するため、「異常渇水時における給水制限等の取扱要領」及び「企業局いわき事業所渇水対策要領」に基づき、必要な措置を適切に講じていくとともに、関係機関や工業用水道受水企業と緊密に連携した対応を可能とする体制の強化を図りながら、渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

農業用水の渇水対策

- 異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

ダム管理設備の機能確保〔再掲〕

- 放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等の経年劣化が進んでおり、更新時期を今後迎えることから、長寿命化計画の策定によりライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ計画的な維持管理・更新に取り組み、いつ発生するかわからない災害に備え、ダム管理設備の機能を常時確保する。

ダムによる洪水調節機能の強化〔再掲〕

- 一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、事前に利水容量の一部を放流することで、洪水調節のための容量を増量し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る事前放流等の取組を進める。
- 阿武隈川水系北須川（石川郡石川町）千五沢ダムに治水機能を付加し、洪水調節や流水の正常な機能の維持等を目的とした千五沢ダム再開発事業を推進していく。

県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給

- 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定に基づき、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、いつ起こるかかわからない災害に備えて、日頃から協定に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化に取り組む。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕

- 大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時における緊急車両や施設等に必要な燃料の確保と備蓄に向け、引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、燃料の確保等に向けた取組を推進していく。

無電柱化の推進〔再掲〕

- 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市街地等における無電柱化整備率	(R2年度末) 46%	(R2年度末) 46%	(R7年度末) 51%

石油コンビナート防災体制の充実・強化

- 石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区及び広野地区において、関係機関、関係企業及び地域住民等が協力・連携して石油コンビナート総合防災訓練等に取り組み、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する。

再生可能エネルギーの導入拡大

- 大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギー供給源の多様化を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
住宅用太陽光発電設備の設置件数及び設置容量	(R元年度末)	(R3年度末)	増加を目指す
	55,614件	60,969件	
	251,511kW	281,000kW	

停電時における電気自動車等の活用〔再掲〕

- 電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の優れた給電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く県民の理解を深めるとともに、普及拡大を図るため、車両導入補助や、車と住宅をつなぐV2Hの設備補助等の積極的な取組の推進を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
電気自動車等の登録台数	(R元年度末)	(R3年度末)	(R12年度末)
	189,709台	226,642台	増加を目指す

6-2

上下水道等の長期間にわたる機能停止

上水道施設の防災・減災対策〔再掲〕

- 大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応の確認や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
水道基幹管路の耐震適合率 （上水道事業及び水道用水供給事業）	（R元年度末） 55.5%	（R3年度末） 59.0%	（R6年度末） 74.0%

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

- 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「福島県下水道業務継続計画（BCP）」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。
- また、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっていることから、浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等をBCPに位置付けるとともに、取り組みを推進する。

下水道施設の維持管理〔再掲〕

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」及び「耐震補強計画」に基づき、施設の耐水化、耐震化の整備を図る。あわせて、限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うため、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」により、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進〔再掲〕

- 多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいることから、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	（R2年度末） 84.6%	（R2年度末） 84.6%	（R7年度末） 93.3%

工業用水道施設の整備等

- 工業用水道施設は、頻発化・激甚化する自然災害の被害を受けやすく、本県を支える重要な産業基盤であることから、経営基盤の安定という側面を考慮しつつ、施設の適切な維持管理と改築・更新を目標に掲げ、設備の耐震補強、管路の複線化、施設・設備の健全性を保持するための定期的な保守点検、修繕及び更新工事の実施により、工業用水の安定供給を確保する。

工業用水道の応急復旧体制の整備

- 災害発生時において、工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、応急復旧体制の検証・見直し、災害時相互応援協定に基づく通信連絡訓練の実施、応急復旧資機材の備蓄管理等に取り組み、工業用水道の応急復旧体制の整備を推進する。

農業集落排水施設の整備等

- 東日本大震災及び令和元年東日本台風等により、被害が発生した農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に進めるための最適整備構想の策定に関する市町村への技術的支援の取組など、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を促進する。

一般廃棄物処理施設の災害対応〔再掲〕

- 大規模自然災害の発生に備え、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害発生時に災害廃棄物処理を迅速に進めるため、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の更新等の機会を捉えて、施設の耐震化や浸水対策の実施、大量に発生する災害廃棄物を想定した処理能力の確保など、施設整備に関して必要な助言等を行う。
- 被災により施設が使用困難の見込みとなった場合に、日常的に発生する生活ごみやし尿の処理に支障を来さないよう、「福島県災害廃棄物処理計画」に基づき、県が広域処理するための調整を行う。
- また、計画に基づいた初動対応手順書を策定し、研修や演習等を通じて、体制の強化を図るとともに、市町村間の応援協定締結等による連携強化を支援するため、協定書のひな形提示や、連携先の調整を行う。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	(R2年度末) 15.25%	(R2年度末) 15.25%	(R7年度末) 100%

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕

- 地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、高速自動車国道・地域高規格道路（常磐道、磐越道、会津縦貫道など）による幹線道路ネットワークの早期整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	(R2年度末) 51市町村	(R2年度末) 51市町村	(R7年度末) 53市町村

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
- 大地震時に建築物の倒壊等により道路が閉塞され、市町村の区域を越える広域のかつ円滑な避難が困難となることを防止するため、「福島県耐震改修促進計画」で指定した緊急輸送道路（避難路）の沿道建築物の耐震化に係る取組を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(R2年度末) 75%	(R2年度末) 75%	(R7年度末) 100%

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

- 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	(R2年度末) 43%	(R2年度末) 43%	(R7年度末) 68%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕整備率（1巡目法定点検）	(R2年度末) 17%	(R2年度末) 17%	(R7年度末) 100%

地すべり防止施設の整備等〔再掲〕

- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、また、既存の地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設について適切な維持管理に取り組む。
- 平成23年3月発生の東日本大震災・平成27年4月8日の融雪により、地すべりが再活動及び発生しており、土砂の流出及び地すべりの拡大防止及び地域住民の安全・安心の確保のため、復旧整備を計画的に推進する。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
土砂災害から保全される住宅戸数	(R元年度末) 15,004戸	(R3年度末) 15,078戸	(R7年度末) 16,305戸
土砂災害警戒区域指定率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 99.2%	(R7年度末) 96.0%

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。

道路の防雪施設の整備〔再掲〕

- 人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止し、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設や凍結抑制舗装の整備等を推進するとともに、トンネル坑口等における新しい融雪システムの採用を積極的に検討し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組む。また、雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設を計画的に整備し、冬期間における道路交通対策の推進を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	(R2年度末) 34%	(R2年度末) 34%	(R7年度末) 36%

道路の除雪体制等の確保〔再掲〕

- 暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進する。
- 豪雪地帯において冬期通行不能区間の発生による交通途絶を回避するため、冬期間のアクセス経路を複数確保するなど、冬期通行不能区間の解消に向けた道路整備を推進する。

交通安全対策の推進〔再掲〕

- 平常時、災害時を問わない安全な道路交通を確保するため、交差点改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。

道路施設の老朽化対策〔再掲〕

- 「事後保全型」の維持管理から、定期的な点検等に基づく「予防保全型」の維持管理への転換を図ることで、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへの移行を推進する。

空港施設の整備等〔再掲〕

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、空港地下道の耐震対策等による空港施設の機能強化を推進し、また、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、適正な空港機能を保持する。

地方航空ネットワークの維持・拡充

- 福島空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリ等を受け入れ、被災地の救援物資や人員等を輸送する拠点空港として機能し、観光・産業に限らず防災の観点からも欠かすことのできない重要な輸送施設であることから、福島空港の更なる利用促進に取り組み、航空ネットワークを構成する航空路線（国内・国際）の維持・拡充を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
福島空港利用者数	(R元年度末) 260千人	(R3年度末) 97千人	(R7年度末) 263千人

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

海岸保全施設の整備等〔再掲〕

- 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組み、無堤区間の解消や背後地の保全を推進するとともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を進める。

防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化〔再掲〕

- 東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として、防潮水門及び陸閘を整備するとともに、気象警報発令時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムを構築し、閉門操作が確実に行われるよう、計画的かつ適切な維持管理を行う。

河川管理施設の整備等〔再掲〕

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。
- 国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取り組みなどを推進していく。
- 令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて河川改良を行うとともに堤防の強化等を実施し、再度災害防止を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(R2年度末) 0戸	(R2年度末) 0戸	(R7年度末) 9,000戸

鉄道施設の復旧・基盤強化

- 会津地方と新潟県を結ぶJR只見線については、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害によって橋梁等に甚大な被害を受けたが、長年の復旧工事の結果、令和4年10月1日から全線運転再開している。当該路線は、沿線住民の重要な生活交通基盤であり、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、今後も利活用促進等を図り、関係自治体と連携し路線の維持に努めていく。

- 常磐線については、沿線住民の重要な生活交通基盤であり、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、引き続き線形改良・立体交差等の基盤強化を促進する。
- 鉄道は、近年頻発する自然災害等による被害を受けていることから、他のJR路線についても基盤強化を促進するとともに、地域鉄道（阿武隈急行、福島交通飯坂線、会津鉄道、野岩鉄道）についても、橋梁・構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国との緊密な連携の下、必要な支援に取り組み、鉄道施設の防災・減災対策を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
JR只見線の運休区間の距離	(R元年度末) 27.6km	(R3年度末) 27.6km	(R7年度末) 0.0km

地域公共交通の確保

- 鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であり、過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を継続的に推進する。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、経営が厳しくなり、事業を継続できない事業者が多くなると、災害が起こった場合の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段がなくなり、人命の救助や復旧活動に大きな影響を及ぼすことになるため、新型コロナウイルス感染症等の影響により、経営の厳しい地域公共交通事業者の事業継続を支援する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
公共交通（バス交通・デマンド交通・コミュニティバス）路線数	(R2年度末) 858系統	(R2年度末) 858系統	(R7年度末) 858系統

ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉塞）等の
損壊・機能不全による二次災害の発生

農業水利施設の適正な保全管理〔再掲〕

- 農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む。また、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
補修・更新により安定的な用水供給 機能が維持される面積	(R3年度末) 7,660ha	(R3年度末) 7,660ha	(R12年度末) 累計 63,356ha以上

農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援

- 東日本大震災及び令和元年東日本台風等では多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、老朽化や豪雨等により決壊の恐れのある農業用ため池の改修を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップの作成・公表に係る取組を支援・指導し、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図る。

ダム管理設備の機能確保等〔再掲〕

- 放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等の経年劣化が進んでおり、更新時期を今後迎えることから、長寿命化計画の策定によりライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ計画的な維持管理・更新に取り組み、いつ発生するかわからない災害に備え、ダム管理設備の機能を常時確保する。

ダムによる洪水調節機能の強化〔再掲〕

- 一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、事前に利水容量の一部を放流することで、洪水調節のための容量を増量し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る事前放流等の取組を進める。

- 阿武隈川水系北須川（石川郡石川町）千五沢ダムに治水機能を付加し、洪水調節や流水の正常な機能の維持等を目的とした千五沢ダム再開発事業を推進していく

海岸保全施設の整備等〔再掲〕

- 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組み、無堤区間の解消や背後地の保全を推進するとともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を進める。

河川管理施設の整備等〔再掲〕

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。
- 国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けたさらなる取り組みなどを推進していく。
- 令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて河川改良を行うとともに堤防の強化等を実施し、再度災害防止を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	（R2年度末） 0戸	（R2年度末） 0戸	（R7年度末） 9,000戸

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
土砂災害から保全される住宅戸数	(R元年度末) 15,004戸	(R3年度末) 15,078戸	(R7年度末) 16,305戸
土砂災害警戒区域指定率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 99.2%	(R7年度末) 96.0%

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。

石油コンビナート防災体制の充実・強化〔再掲〕

- 石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区及び広野地区において、関係機関、関係企業及び地域住民等が協力・連携して石油コンビナート総合防災訓練等に取り組み、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する。

7-2

有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進

- 災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境（大気・排水等）の調査に取り組むとともに、令和元年東日本台風等の際の有害物質の流出事案を踏まえ、特に洪水浸水区域に位置する工場・事業場における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進し、また、災害発生が予想される場合は事前に注意喚起を行うことにより、有害物質使用事業場における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

- 災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

PCB廃棄物の適正処理

- 災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められることから、事業者に対する指導等を継続し、PCB廃棄物の適正処理を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
PCB廃棄物の保管数量	(R元年度末) 19,926台	(R元年度末) 19,926台	(R7年度末) 全量処分を目指す

工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

- 工場・事業所におけるリスクコミュニケーション実施の普及促進を図るため、事業者や高校生を対象としたセミナーや事例発表会の開催、企業アンケート調査、企業訪問による取組状況の確認等を継続し、工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの底上げ及び継続実施の促進を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数	(R元年度末) 270件	(R3年度末) 220件	(R7年度末) 330件

7-3

原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

原子力発電所の安全監視

- 東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において廃炉作業が進められる中、自然災害による新たな汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、専門家等で構成する「廃炉安全監視協議会」や県民・各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」の開催、原子力の専門家や現地駐在の職員配置等により、廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力に万全の対策を求めていく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
原子力発電所現地確認調査回数（モニタリング指標）	（R元年度末） 255回	（R3年度末） 259回	（毎年度） 福島第一原発 平日毎日 （※トラブル時は随時） 福島第二原発 必要に応じ実施

原子力防災体制の充実・強化

- 県地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画について、国と連携しながら、計画の実効性の向上を図るとともに、引き続き、原子力防災資機材の更新や、緊急時連絡網システムの維持管理、原子力防災業務従事者を対象とする各種研修等の取組を実施し、原子力防災体制の充実・強化を図る。
- 市町村や関係機関との緊密な連携の下、広域避難訓練や災害対策本部運営訓練を含めた原子力防災訓練を実施し、緊急時における関係機関の連携確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の取るべき行動についての理解促進を図る。また、訓練を通じて原子力防災体制の充実・強化を図るため、関係13市町村における訓練の実施を促していく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市町村における原子力防災訓練実施回数	（R元年度末） 1回	（R3年度末） 3回	（毎年度） 6回

放射線モニタリング体制の充実・強化

- 地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域における空間線量率のモニタリングや環境試料の分析、福島県放射能測定マップを活用した情報発信等に取り組み、放射線モニタリング体制の充実・強化を図る。また、自然災害等が発生した場合でも、継続して空間線量率のモニタリングを実施できるよう、モニタリングポストの設置場所の点検・確認を行い、必要な防災対策を検討する。

警察による原子力災害対策の充実・強化

- 県警察における原子力災害対策として、福島県警察原子力災害警備計画の策定を進めるとともに、県原子力防災訓練や各種研修への参画、様々な状況下での原子力災害発生時の避難誘導措置に係る教養・周知等を継続していくことにより、原子力災害対策用資機材の操作習熟や原子力災害への対処能力の向上を図る。

原子力災害医療体制の充実・強化

- 原子力災害の教訓を踏まえ、原子力災害医療体制の充実・強化を図るため、原子力災害医療等を提供する医療機関の整備や安定ヨウ素剤の配備方針などを取りまとめた「福島県原子力災害医療行動計画」に基づき、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の更なる指定・登録を進めるとともに、県原子力防災訓練において避難退域時検査や安定ヨウ素剤の住民配付等の対応について検証し、原子力災害医療体制の充実・強化を推進する。
- 福島県立医科大学において、廃炉に向けた作業中に発生する事故や県内各地の放射線事故などによる傷病者の発生に備えた緊急被ばく医療の提供に取り組むとともに、教育・研究・診療を通じた被ばく医療学分野の人材育成に努め、原子力災害医療体制の充実強化に向けた活動を推進する。

特定廃棄物の適正処理

- 特定廃棄物等を処分する特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）及びクリーンセンターふたば（大熊町）について、各安全協定に基づき、施設の安全な運用確認のため、状況確認等を実施する。国、県、防災関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認等に取り組み、災害発生時においても特定廃棄物等が適正に処理される体制や立入調査を実施できる体制を確保する。

中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保

- 除染により発生した除去土壌等は、国が中間貯蔵施設（大熊町・双葉町）で最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する事業を進めており、県では、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づく状況確認等により、施設と除去土壌等の輸送の安全確認を行っている。災害発生時においても除去土壌等の安全な輸送及び保管における適正な管理体制や立入調査を実施できる体制を確保するため、国、県、両町、警察、消防等の関係機関の連絡体制の確立等に取り組む。

除染により発生した除去土壌等の適切な管理

- 帰還困難区域においては、現在も除染により発生した除去土壌等が、中間貯蔵施設へ搬出するまでの間、現場又は仮置場等で遮へいした状態で保管されており、災害発生時において仮置場等で保管されている除去土壌等が飛散・流出する事態を防ぐため、国、市町村等との連携・連絡体制を強化し、各現場の状況に応じた適正管理及び対応策の明確化・充実化を図る。

放射線等に関する正しい知識の普及啓発

- 放射線による健康被害や原子力発電所の状況に対し、現在も県民は不安を抱いていることから、環境創造センターによる情報発信・学習支援の取組等により放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めている。原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組んでいく。

施策に関連する数値指標	策定（現状）時	現状値	目標値
環境創造センター交流棟「コミュニケーション福島」で環境学習を行った県内小学校の割合	(R元年度末) 56.3%	(R3年度末) 52.7%	(毎年度) 100%
環境創造センター交流棟「コミュニケーション福島」利用者数	(R2年度末) 44,260人	(R2年度末) 44,260人	(毎年度) 80,000人

様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

- 児童・生徒が放射線等に関する基礎的な内容について理解し、自ら考え、判断し、行動できる力を育むため、農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組など、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取組に目を向けるとともに、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（現状）時	現状値	目標値
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	(R元年度末) 100%	(R3年度末) 100%	(毎年度末) 100%

震災教訓の伝承・風化防止〔再掲〕

- 本県が経験した未曾有の複合災害の記録や教訓について、国や世代を超えて継承・共有するとともに、今後の防災・減災対策に活かしていくため、資料の収集・保存、調査・研究、展示や研修を通じ、震災教訓の継承・風化防止を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
東日本大震災・原子力災害伝承館の来館者数	(R2年度末) 43,750人	(R3年度末) 58,271人	(R7年度末) 65,000人

食料生産基盤の整備〔再掲〕

- 食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
ほ場整備率	(R3年度末) 73.8%	(R3年度末) 73.8%	(R7年度末) 75.5%

地すべり防止施設の整備等〔再掲〕

- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、また、既存の地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設について適切な維持管理に取り組む。
- 平成23年3月発生の東日本大震災・平成27年4月8日の融雪により、地すべりが再活動及び発生しており、土砂の流出及び地すべりの拡大防止及び地域住民の安全・安心の確保のため、復旧整備を計画的に推進する。

治山施設の整備等〔再掲〕

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害、令和元年10月の令和元年東日本台風等などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を計画的に推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
治山事業により保全される集落数	(R3年度末) 1,097集落	(R3年度末) 1,097集落	(R12年度末) 1,179集落以上

災害に強い森林の整備

- 原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林所有者等による森林整備と公的機関が主体となった事業等により、多面的機能を高度に発揮できる森林整備を推進するとともに、災害に強い森林づくりを推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
森林整備面積	(R3年度末) 5,857ha	(R3年度末) 5,857ha	(R7年度末) 7,000ha

農業水利施設の適正な保全管理〔再掲〕

- 農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む。また、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	(R3年度末) 7,660ha	(R3年度末) 7,660ha	(R12年度末) 累計 63,356ha以上

鳥獣被害防止対策の充実・強化

- 近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

- 旧避難指示区域等については、営農再開に向けて有害鳥獣が阻害要因となっていることから、県などによる生息状況調査結果を踏まえ、緩衝帯の設置や侵入防止柵の設置及び捕獲等の総合的な鳥獣被害防止対策に取り組む市町村を支援する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
野生鳥獣による農作物の被害額	(R2年度末) 179,326千円	(R2年度末) 179,326千円	(R7年度) 155,418千円 以下

農業・林業の担い手確保・育成

- 農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入を支援するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。
- 東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手の確保・育成に取り組む。
- 避難指示区域等においては、地域によって営農再開の進捗が大きく異なり、引き続き安心して営農が再開出来る環境づくりに取り組む必要があることから、農地等の保全管理や施設整備等の営農再開に向けた農業者等の取組を支援する。また、ロボット技術や環境制御システムなどの先端技術等を取り入れた農林水産分野イノベーション・プロジェクト（福島イノベーション・コースト構想の主要プロジェクトの1つ）を推進することにより、農業者等の帰還と営農再開を促進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
認定農業者数	(R元年度末) 7,377経営体	(R3年度末) 7,036経営体	(R7年度末) 8,000経営体
新規林業就業者数	(R元年度末) 76人	(R3年度末) 100人	(R7年度末) 140人

災害廃棄物処理計画の策定・推進

- 被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の災害廃棄物対策指針や令和元年東日本台風等における課題を踏まえ、策定した県の災害廃棄物処理計画に沿って、災害廃棄物の処理体制を確保する。
- また、市町村に対しては、災害廃棄物発生量推計値など計画策定に必要なデータを提供するなど支援をしながら計画策定を促し、災害廃棄物処理体制の強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	(R2年度末) 15.25%	(R2年度末) 15.25%	(R7年度末) 100%

災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

- 大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係民間団体と締結している。東日本大震災や令和元年東日本台風等においては、協定書に基づき、市町村からの協力要請に対して災害廃棄物の処理等に係る支援を行うことができたことから、今後も他団体との協定締結を検討するなど、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に取り組むとともに、市町村が協定を円滑に活用できるように支援していく。
また、市町村間の応援協定締結等による連携強化を支援していく。

一般廃棄物処理施設の災害対策〔再掲〕

- 大規模自然災害の発生に備え、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害発生時に災害廃棄物処理を迅速に進めるため、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の更新等の機会を捉えて、施設の耐震化や浸水対策の実施、大量に発生する災害廃棄物を想定した処理能力の確保など、施設整備に関して必要な助言等を行う。

- 被災により施設が使用困難の見込みとなった場合に、日常的に発生する生活ごみやし尿の処理に支障を来さないよう、「福島県災害廃棄物処理計画」に基づき、県が優先的に広域処理するための調整を行う。
- また、計画に基づいた初動対応手順書を策定し、研修や演習等を通じて、体制の強化を図るとともに、市町村間の応援協定締結等による連携強化を支援するため、協定書のひな形提示や、連携先の調整を行う。

8-2

復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

市町村への人的支援

- 市町村の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、関係機関との連携を密にしながら、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に行う体制の整備を進めていく。
- 被災時には「応急対策職員派遣制度」や「復旧・復興支援技術職員確保システム」等の派遣スキームを活用しながら、被災市町村の職員確保の支援に努める。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。引き続き、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

罹災証明書の速やかな発行を実施するための体制強化

- 災害救助法に基づく住宅支援や義援金の配分、災害援護資金等の融資、税金・保険料の減免など、各種被災者支援策の適用に当たっての判断材料となる罹災証明書を市町村が速やかに発行できるように、各種研修の充実や訪問等により市町村における受援体制の整備を支援するとともに、県内市町村における相互応援の確立と住家の被害認定調査手法の統一に向けた検討を進める。

被災建築物等の迅速な把握のための人材確保

- 被災建築物応急危険度判定活動を円滑に実施する体制を整えるため、人材育成を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
応急危険度判定士の登録人数	(R2年度末) 1,713人	(R2年度末) 1,713人	(R7年度) 2,000人

災害時応援協定締結者との連携強化

- 大規模災害発生時に関する協定のため、日頃活用する機会が少ないことから、応援協定を締結している建設業関係団体等との業務内容、連絡体制を構築し日頃から共有することに加え、各種訓練等を通じ機動力を確保しておく必要がある。

災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

- 大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議の開催など、県内のボランティア関係団体等との連携を強める取組を促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図る。

災害対応ロボット等の開発・研究

- ロボット技術は、社会・産業インフラの点検や被災地での救急・医療活動への活用など、国土強靱化に資するものであり、原子力災害からの復興に不可欠な廃炉作業への活用も期待されているところである。本県の将来を支える成長産業としてロボット関連産業の集積を図るため、福島ロボットテストフィールドを核として、災害対応、インフラ点検、搬送用など様々なロボットの研究開発支援や産学官連携による技術基盤の強化、マッチング支援等に取り組んでいく。

8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

地域コミュニティの再生・活性化

- 原子力災害による避難地域等については、避難地域等12市町村における帰還に向けた生活環境等の整備や避難者の帰還促進に向けた交流・相談支援等に取り組み、原子力災害によって弱体化した地域コミュニティの再生・活性化を推進する。

- 地域コミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であることから、地域おこし協力隊や大学生など外部人材の活用による集落等の活性化を図るほか、移住・定住の推進により、地域の担い手を確保していくとともに、地域資源を活用した事業化の支援など、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化を図っていく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
地域おこし協力隊の定着率	(R2年度末) 54.8%	(R2年度末) 54.8%	(R7年度末) 61.3%
避難指示区域等の居住人口	(R2年度末) 63,776人	(R3年度末) 64,118人	増加を目指す

地域公共交通の確保〔再掲〕

- 鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であり、過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を継続的に推進する。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、経営が厳しくなり、事業を継続できない事業者が多くなると、災害が起こった場合の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段がなくなり、人命の救助や復旧活動に大きな影響を及ぼすことになるため、新型コロナウイルス感染症等の影響により、経営の厳しい地域公共交通事業者の事業継続を支援する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
公共交通（バス交通・デマンド交通・コミュニティバス）路線数	(R2年度末) 858系統	(R2年度末) 858系統	(R7年度末) 858系統

自助・共助の取組促進〔再掲〕

- 危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに継続的に取り組む。
- また、県民一人一人が災害を「自分事」として認識し、適切な「避難行動」等が取れるよう、様々な「体験型」「参加型」の事業を通じ、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合	（R3年度末） 9.5%	（R3年度末） 9.5%	（R7年度末） 18.6%

自主防災組織等の強化〔再掲〕

- 地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、県総合防災訓練や防災出前講座の実施を始め、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される人材養成のための研修会の開催や市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
自主防災組織活動カバー率	（R元年度末） 76.5%	（R3年度末） 74.8%	（R7年度末） 82.6%

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

- 高齢者、障がい者など災害情報の受理や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想される避難行動要支援者の円滑な避難のため、令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、防災部局と福祉部局の緊密な連携の下、避難行動要支援者名簿や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の作成など市町村の取組を支援する。また、関係機関及び地域住民の協力・連携による共助の取組を促進し、地域防災力の向上を図り、社会全体で避難行動要支援者を支える体制構築を推進する。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数	（R2年度末） 39市町村	（R3年度末） 32市町村	（R7年度末） 59市町村

文化財の防災対策

- 風水害による文化財への被災予防や減災のため、市町村等の協力を得て、対策マニュアルやハザードマップ等の作成を推進する。
- 文化財の耐震診断を行うことを促進し、必要な場合は、適切な指導・助言等を行い、震災対策事業を促進する。
- 文化財の火災に対する設備整備を促進し、所有者等の防災意識向上を図る。

- 文化財の盗難等を防ぐため、適切な防犯体制の構築を促進する。
- 自然災害等に備え、災害時に市町村等との情報伝達及び緊急対応が円滑に行える体制づくりを進める。

8-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進

- 本県では、災害からの迅速な復旧復興と公共事業の計画的な実施のため、「福島県地籍調査計画」で調査面積を定め、地籍調査を推進している。
- 大震災や頻発する豪雨災害等への備えとともに、災害からの迅速な復旧復興と公共事業の計画的な実施には、土地の境界が明確となっていないため、地籍調査の取組を促進する。

8-5

風評等による地域経済等への甚大な影響

風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

- 東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や県産農林水産物等の魅力等についての情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
観光客入込数	(R元年末) 56,344千人	(R2年度末) 35,454千人	(R7年度末) 57,000千人
県内外国人宿泊者数	(R元年末) 178,810人泊	(R2年度末) 35千人	(R7年度末) 214千人泊
第三者認証GAP等を取得した経営体数	(R2年度末) 680経営体	(R3年度末) 709経営体	(R7年度末) 1,250経営体

放射線モニタリング体制の充実・強化〔再掲〕

- 地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域における空間線量率のモニタリングや環境試料の分析、福島県放射能測定マップを活用した情報発信等に取り組み、放射線モニタリング体制の充実・強化を図る。また、自然災害等が発生した場合でも、継続して空間線量率のモニタリングを実施できるよう、モニタリングポストの設置場所の点検・確認を行い、必要な防災対策を検討する。

家畜伝染病対策の充実・強化〔再掲〕

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

第 6 章

計画の推進

推進体制

国土強靱化を進めるために取り組む事業

進捗管理及び見直し

市町村における計画の策定・推進

1 推進体制

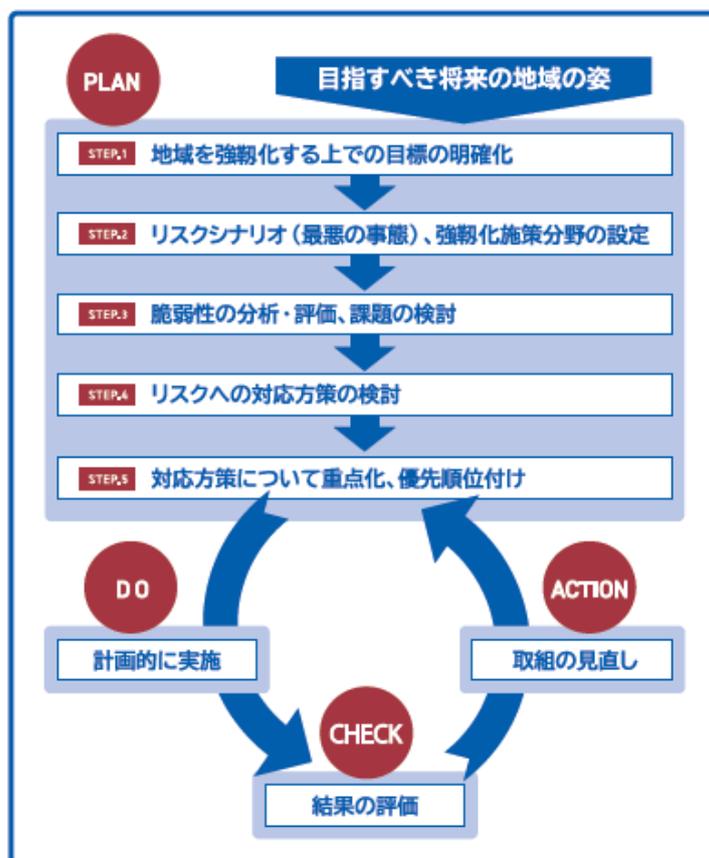
本計画の推進については、福島県国土強靱化地域計画推進連絡会議を中心とする部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、市町村、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな県土づくり」に取り組む。

2 国土強靱化を進めるために取り組む事業

本計画の実効性を高めるために、毎年度、個別の事業をとりまとめ、本県における強靱化の更なる推進を図る。

3 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本県を取り巻く社会経済情勢の変化や本県における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



4 市町村における計画の策定・推進

本県の国土強靱化を実効あるものとするためには、国・県のみならず市町村や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。

また、市町村が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、市町村が地域強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、市町村住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、市町村の経済成長にも資するものであり、極めて重要なことである。このため、県は市町村における国土強靱化地域計画（以下「市町村地域計画」という。）の策定が円滑に図られるよう、国の動向や本計画に関する情報を積極的に提供し、助言等の支援を積極的に行う。加えて、市町村地域計画と本計画の整合を図り、あらゆる主体と連携しながら、市町村の地域強靱化はもとより、本県全体の強靱化を推進していく。

別紙 1

脆弱性評価の結果

1

直接死を最大限防ぐ

1-1

地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

住宅・建築物の耐震化等

- 本県では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「福島県耐震改修促進計画」で住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。住宅及び耐震診断義務付け建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、市町村及び関係団体との連携を一層強化しつつ、耐震化に係る取組を促進していく必要がある。また、災害に強いまちづくりを進めるための事業を推進していく必要がある。

県庁舎の耐震化等

- 免震構造である県庁北庁舎内への災害対策本部の活動拠点となる危機管理センターの整備や西庁舎の耐震改修（令和2年11月）など防災拠点施設となる庁舎の耐震性の確保を計画的に進めてきた。引き続き防災拠点施設として機能を発揮できるよう建物・設備の機能を維持する庁舎の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

教育施設の耐震化等

- 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、公立の教育施設については、耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に進めていく必要がある。
- また、私立の学校施設については、県内の耐震化率が全国平均を下回っており、学校法人等が実施する耐震化の取組を支援していく必要がある。

病院施設・社会福祉施設の耐震化等

- 病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入や福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。全ての県立病院については耐震化を完了しているが、県内のその他病院施設や社会福祉施設には耐震化されていない施設も存在することから、引き続き、未耐震化施設について耐震化整備を促進する必要がある。

児童福祉施設等の機能維持

- 児童養護施設や障がい児入所施設等の児童福祉施設や児童相談所には、自ら避難することが困難な児童等がおり、災害時にあっても、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続する必要がある。そのため、

児童福祉施設等の機能を維持するための修繕や建替を含めた整備を推進する必要がある。

保育所・認定こども園の整備等

- 日常においても、災害時においても子どもが安全に過ごすことができるよう、認定こども園等の施設整備や園舎の耐震化を推進する必要がある。

都市公園施設の減災対策等

- 都市公園は、住民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。本県が管理する都市公園のうち、県営あづま総合体育館については、東日本大震災時に大規模避難所として多くの避難住民を受け入れた施設であるが、非構造部材の落下・転倒が懸念されることから、減災化対策を進める必要がある。また、今後老朽化が進む都市公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要がある。

空港施設の整備等

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受け入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要がある。

港湾施設の整備等

- 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

橋梁施設の耐震対策等

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施する必要がある。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老

朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁等の道路施設の長寿命化対策を進めていく必要がある。

無電柱化の推進

- 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

交通安全施設の維持管理

- 大規模地震等が発生した場合でも、交通安全施設等の倒壊を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理に取り組む必要がある。

空き家対策の推進

- 適切な管理が行われていない空き家は、大規模地震時の倒壊や放火等による火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、引き続き、国、県、市町村及び民間団体等が連携して総合的な空き家対策を推進していく必要がある。

消防広域応援体制の強化

- 大規模災害や特殊災害の発生により、消防部隊の広域的な応援が必要となる場合に備え、福島県広域消防相互応援協定及び広域応援基本計画に基づき、県内の各消防本部による消防広域応援体制を構築している。
- 大規模災害発生時において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう、一層の連携強化を進めるとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、消防広域応援体制の充実・強化に取り組んでいく必要がある。

消防団の充実・強化

- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若い世代や女性の消防団加入促進に向けた取組が必要である。
- 消防団の活動に対する地域や雇用者側からの理解促進に向けた取組と支援の要請に加え、市町村に対して、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）を行う機能別団員制度の導入等を促進し、消防団の充実・強化を図る必要がある。

避難地域等における消防体制の再構築

- 避難指示区域においては、消防団活動が制限され、また、避難指示が解除された地域においても住民の帰還が進まず、マンパワー不足によって消防体制が脆弱な市町村が多い状況にある。

- 住民が安全で安心して暮らせる環境を整え、住民の帰還促進を図るため、地元常備消防や広域的応援体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、今後の消防団員確保の見通しを踏まえ、避難地域等全体として消防体制の再構築を進めていく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
住宅の耐震化率	(H30年度末) 87.1%	(H30年度末) 87.1%	(R7年度末) 95.0%
耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物）の耐震化率	(R3年9月) 79.5%	(R3年9月) 79.5%	(R7年度末) 90.0%
耐震診断義務付け対象建築物（防災拠点建築物）の耐震化率	(R3年9月) 60.9%	(R3年9月) 60.9%	(R7年度末) 90.0%
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	(R2年度末) 43%	(R2年度末) 43%	(R7年度末) 68%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕整備率（1巡目法定点検）	(R2年度末) 17%	(R2年度末) 17%	(R7年度末) 100%
市街地等における無電柱化整備率	(R2年度末) 46%	(R2年度末) 46%	(R7年度末) 51%
空き家の活用等累計戸数	(R2年度末) 366戸	R2年度末) 366戸	(R7年度末) 700戸
消防団員条例定数に対する充足の割合	(R2年4月) 88.4%	(R4年4月) 84.7%	(R7年度末) 88.4%

1-2

大規模津波等による多数の死傷者の発生

海岸保全施設の整備等

- 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

防災緑地・海岸防災林の整備

- 海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、防災緑地や海岸防災林の整備を進めるとともに、海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上を図る。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化

- 東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として、防潮水門及び陸閘を整備するとともに、気象警報発令時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムを構築し、閉門操作が確実に行われるよう、定期点検や更新等を計画的に実施していく必要がある。

河川管理施設の整備等

- 台風や集中豪雨などの総合的な治水対策として、関係者が連携して対応するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう河道掘削や伐木等、河川管理施設等の適正管理に取り組む必要がある。
- 国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けたさらなる取り組みなどを推進していく。水門・樋門等の河川管理施設については、県管理施設のうち耐用年数を超過する施設が10年後には約3割となることから、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。
- 令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて河川改良を行うとともに堤防の強化等を実施し、再度災害防止を図る必要がある。

津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

- 本県の地震・津波被害想定調査は、平成7から9年度に実施して以降行っていない。現在の社会的条件や最新の知見の技術研究動向を反映するため、令和2から4年度において東北地方太平洋沖を震源とする海溝型地震等を想定した新たな地震・津波被害想定調査を実施し、令和4年11月25日に調査結果を公表した。被害想定調査の結果、津波発生時における避難行動の遅れは、多数の死傷者の発生を招くことが明らかとなったため、新たな被害想定に基づき、津波避難に係る周知啓発に取り組むほか、沿岸市町における避難行動要支援者の避難体制の整備を支援していく必要がある。
- また、本県では、平成31年3月に最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定を公表し、沿岸10市町ではこれに基づき、津波ハザードマップを策定済みであるが、令和4年8月に津波浸水想定を見直したため、引

き続き、技術的支援を行っていく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
防災緑地の完成箇所数	(R元年度末) 9箇所	(R2年度末) 10箇所	(事業完了) 10箇所
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(R2年度末) 0戸	(R2年度末) 0戸	(R7年度末) 9,000戸

1-3

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

河川管理施設の整備等〔再掲〕

- 台風や集中豪雨などの総合的な治水対策として、関係者が連携して対応するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう河道掘削や伐木等、河川管理施設等の適正管理に取り組む必要がある。
- 国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けたさらなる取り組みなどを推進していく。水門・樋門等の河川管理施設については、県管理施設のうち耐用年数を超過する施設が10年後には約3割となることから、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。
- 令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて河川改良を行うとともに堤防の強化等を実施し、再度災害防止を図る必要がある。

ダム管理設備の機能確保

- いつ発生するかわからない災害に備え、ダム機能の正常な状態を常時確保するため、ダム管理に係る電気・機械設備等の定期点検や小規模な補修等を実施し、適正な管理に努めているが、放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等において、経年劣化が進んでおり、更新時期を今後迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ維持管理・更新を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的にダム管理設備の機能を確保していく必要がある。

ダムによる洪水調節機能の強化

- 一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、事前に利水容量の一部を放流することで、洪水調節のための容量を増量し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る事前放流等の取組を進める必要がある。
- 阿武隈川水系北須川（石川郡石川町）千五沢ダムに治水機能を付加し、洪水調節や流水の正常な機能の維持等を目的とした千五沢ダム再開発事業を推進していく必要がある。

湛水防除施設の整備等

- 東日本大震災により、沿岸部の津波被災地では、地盤沈下、農地の表土流出、農業用施設の損壊等の被害

が生じたことから、被災した既存の湛水防除施設の復旧に取り組んできた。引き続き、湛水被害の発生防止のために、既存施設の機能強化や必要な施設整備を行うとともに、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切に維持管理を行っていく必要がある。また、令和元年東日本台風等において農地の湛水被害が生じた地域があったことを踏まえ、必要な施設整備に取り組む必要がある。

洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援

- 住民の迅速な避難行動を支援するため、国による「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定され、5段階の警戒レベルを付した避難情報の運用が開始されたが、令和元年東日本台風等の被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、市町村の発令する避難情報や警戒レベルをきっかけに避難を判断した人の割合が低い結果となった。台風や集中豪雨などによる洪水災害から県民等の命を守るためには、避難情報や警戒レベルに基づく住民の早期避難が重要であることから、引き続き、市町村における避難指示等の発令基準策定や空振りを恐れない避難情報の早期発令、切迫感の伝わる情報発信等に係る支援を行うとともに、関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図っていく必要がある。
- また、住民の早期避難を促すため、日頃から適切な避難行動を考え、備えておく「マイ避難」の定着を通じ、住民自らが自分の命を守る「自助」の取組を推進する必要がある。
- さらに、住民の避難に資する洪水ハザードマップに必要な洪水浸水想定区域の早期作成に努めるとともに、市町村における避難指示等の発令基準策定に係る支援を行うなど、市町村との連携強化による洪水対策体制の整備を進め、防災・減災対策の充実を図っていく必要がある。

冠水発生箇所の対策

- 過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図るため整備が必要である。

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

- 全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内8方部に水災害対策協議会を設置し、河川水位に係る情報提供や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設等における避難計画等の作成支援や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。今後も引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。
- 洪水等からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた要配慮者利用施設の避難体制の強化対策として、平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、周知に努めている。水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援していく必要がある。

都市部の内水による浸水対策への支援

- 近年、集中豪雨が頻発し、都市部の内水による浸水対策の重要性が高まっていることから、住民の被害の軽減を図るため、市町村が実施する雨水対策施設の整備などハード対策のほか、内水ハザードマップ作成などのソフト対策に対して支援をしていく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(R2年度末) 0戸	(R2年度末) 0戸	(R7年度末) 9,000戸
流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440河川の作成率	(R2年度末) 7%	(R2年度末) 7%	(R7年度末) 50%
下水道雨水計画を有する22市町村（R2）のうち、浸水時の住民避難を促す内水ハザードマップを作成した割合	(R2年度末) 18%	(R2年度末) 18%	(R7年度末) 63%

1-4

大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基底的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

地すべり防止施設の整備等

- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

治山施設の整備等

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害、令和元年10月の令和元年東日本台風等などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、引き続き、計画的な治山施設の整備を推進する必要がある。

砂防関係施設の維持管理等

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、

定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理等を実施していく必要がある。

火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- 気象庁において火山活動の常時観測・監視を行っている吾妻山、安達太良山、磐梯山について、山ごとの火山防災協議会を設置し、関係市町村、防災関係機関、観光団体及び火山の専門家などが一体となって、地域住民や登山者・観光客の警戒避難体制を定めた避難計画を策定した。今後も火山関係者による連携・協力の下、地域住民や登山者・観光客等への防災啓発、火山防災訓練の実施、避難促進施設における避難確保計画の策定支援等に取り組むとともに、火口周辺における緊急退避施設の整備や情報伝達手段を複数系統確保すること等について検討を進めるなど、火山災害に対する安全対策を強化していく必要がある。

避難小屋の噴石対策

- 避難小屋は、火山噴火による災害発生時に登山者・観光客の安全を確保する必要がある建物であることから、「火山活動が活発化した場合の避難計画(火口周辺区域)」に基づき、施設の噴石対策化を計画的に進める。

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築〔再掲〕

- 全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内8方部に水災害対策協議会を設置し、河川水位に係る情報提供や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設等における避難計画等の作成支援や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。今後も引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。
- 洪水等からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた要配慮者利用施設の避難体制の強化対策として、平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、周知に努めている。水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援していく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定(改定)時	現状値	目標値
土砂災害から保全される住宅戸数	(R元年度末) 15,004戸	(R3年度末) 15,078戸	(R7年度末) 16,305戸
土砂災害警戒区域指定率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 99.2%	(R7年度末) 96.0%
治山事業により保全される集落数	(R3年度末) 1,097集落	(R3年度末) 1,097集落	(R12年度末) 1,179集落以上
火山周辺の避難促進施設に係る避難確保計画の策定率	(R2年度末) 28.5%	(R2年度末) 28.5%	(R7年度末) 85.7%

避難小屋噴石対策整備率	(R元年度末)	(R3年度末)	(R7年度末)
	0%	0%	100%

1-5

暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

- 本県は、会津地方の全域及び中通り地方の一部を含む県土面積の約半分を占める地域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されていることから、当該法及び国の豪雪地帯対策基本計画を踏まえ、豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進、除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発及び普及等を推進していく必要がある。また、県内の豪雪地帯の多くは、過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められることから、県、市町村、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組んでいく必要がある。

道路の除雪体制等の確保

- 平成26年2月の豪雪災害を契機として、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等の充実・確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

雪崩対策の推進

- 県内には314箇所の雪崩危険箇所があり、うち196箇所において5戸以上の人家又は官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅などの重要な公共建物がある。過去に雪崩被害のあった箇所を整備するとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者利用施設の関係者等に対し、雪崩に関する知識の普及啓発活動を実施している。
- これまでは雪崩災害が発生した場所でのみ対策を実施しているため、今後は雪崩危険箇所における計画的な対策事業の検討を進めるとともに、雪崩被害防止に係る啓発活動を推進し、県民の安全・安心な生活環境の確保に取り組んでいく必要がある。

道路の防雪施設の整備

- 県土面積の85%が積雪寒冷地域であり、経済活動や日常生活を支える上で安全な冬期交通の確保が課題となっている。人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などに取り組んでおり、道路の交通量や周辺の沿道状況により緊急性の高い箇所から事業を進めてきている。引き続き、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備等を進め、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組んでいく必要がある。

大雪時の車両停留の対策

- 大雪時には、急勾配の道路で車両がスタックし、通行止めや渋滞を引き起こすおそれがあることから、急勾配の解消や路肩の拡幅などスタック防止やスタック発生の場合でも通行止めとならないような対策を行う必要がある。

交通安全対策の推進

- 渋滞が発生する交差点や歩道が整備されていない通学路など、災害時に避難路として利用される道路において、交差点改良や歩道設置等の交通安全施設の整備を行い、交通の安全・安心を確保する必要がある。

道路施設の老朽化対策

- ライフサイクルコストの低減や、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設(舗装、道路付属物等)の対策を進める必要がある。

雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

- 大雪・暴風雪による被害や交通障害の発生時に迅速かつ的確に対応するため、災害時応援協定に基づく物資・燃料の提供等や避難所開設、自衛隊災害派遣要請等に係る関係機関との連携強化に向けた取組を継続していくとともに、降雪時期の除雪作業や交通事故の防止、雪害に対する備えなどについて、注意喚起を適切に行っていく必要がある。また、気象情報等により雪害が予測される場合は、事前の通行止めなど予防措置を検討するため、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定(改定)時	現状値	目標値
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	(R2年度末) 34%	(R2年度末) 34%	(R7年度末) 36%

応急給水体制の整備

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄に取り組んでいる。
- 様々な情報が錯綜する災害発生時において、断水情報の共有や給水支援の要請への対応を的確に調整することが課題であることから、応急給水に係る訓練等を継続して実施することにより、関係機関及び協定締結団体等との連携をより一層強化し、応急給水体制の充実を進めていく必要がある。

上水道施設の防災・減災対策

- 大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業に対する補助や水道施設の立入検査の実施により、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいるところであり、水道事業者が将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化を更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する必要がある。

物資供給体制の充実・強化

- 大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結しており、県総合防災訓練や関係会議を通じて、連絡体制の確認・強化及び協定に基づく対応に係る実効性の確保を図っている。
- また、令和元年東日本台風等への災害対応では、県備蓄物資の保管場所からの搬出や国からのプッシュ型支援を受け入れる物資拠点の選定に時間を要したという課題を踏まえ、民間倉庫を活用した物資拠点の集約・業務効率化を進めており、今後も、新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。

非常用物資の備蓄

- 災害発生時において、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄に取り組んでいる。
- 令和元年東日本台風等への災害対応では、保管場所や保管状況等の事情により、物資搬送の効率性に課題が見られた。台風災害への検証結果を踏まえ、民間倉庫を活用した県備蓄物資の集約及び支援物資供給の効率化を進めるなど、救援対策の充実を図っていく必要がある。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び

東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。引き続き、大規模災害時に相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。
- 林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

「道の駅」防災拠点化の推進

- 災害等の発生時において、「道の駅」の施設を応急対策等のために防災利用することを目的として、福島「道の駅」連絡会と「道の駅防災総合利用に関する基本協定書」を締結し、連携体制を構築している。
- 「道の駅」は、災害発生時に地域の一時避難所としての機能や大規模災害時には広域的な復旧・復興拠点としての役割が期待される。
- 本県の道の駅登録数は35駅（令和3年）であり、そのうち市町村策定の地域防災計画に位置付けのある駅は21駅（60%）にとどまっている。
- 市町村の地域防災計画に位置付けのある道の駅のBCP策定率は4.8%（令和3年）であり、災害発生時の速やかな業務継続のため早急な計画策定が必要である。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進

- 令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、本県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結など、今後も、電力事業者や民間企業との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいく必要がある。

停電時における電気自動車等の活用

- 自然災害発生時に大規模な停電が発生する事例が全国的にみられ、広く県民に電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）が平時だけでなく、非常時の電源としても有効活用できることの理解促進を図るとともに、電気自動車等の普及を拡大させる必要がある。

自助・共助の取組促進

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するために、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。
- 東日本大震災や令和元年東日本台風等の度重なる甚大な被害が生じており、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
水道基幹管路の耐震適合率 （上水道事業及び水道用水供給事業）	（R元年度末） 55.5%	（R3年度末） 59.0%	（R6年度末） 74.0%
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	（R2年度末） 75%	（R2年度末） 75%	（R7年度末） 100%
電気自動車等の登録台数	（R元年度末） 189,709台	（R3年度末） 226,646台	（R12年度末） 増加を目指す
災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合	（R3年度末） 9.5%	（R3年度末） 9.5%	（R7年度末） 18.6%

2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

孤立集落発生を回避する道路整備

- 中山間地の集落については、地形条件等から集落への道路に迂回路がない箇所がある。さらに、狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障となる箇所や事故や小規模の災害でも通行止めになる可能性があることから、通行の安全・安心の確保を進める必要がある。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理等を実施していく必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。
- 林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

消防防災ヘリによる救助活動等の推進

- 大規模自然災害の発生により、孤立集落等が発生する可能性が高まっている。
- 孤立集落に対する円滑な救助活動等の実施のため、及び消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災ヘリを活用した消防防災航空隊による自隊訓練や各種防災訓練、運航時間に応じた機体の点検整備、ヘリ臨時離着陸場の現場調査等に取り組んでいる。また、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリへの出動要請が多数発生した場合や活動の長時間化に伴う点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない場合に備え、自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制の充実を図る必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
土砂災害から保全される住宅戸数	(R元年度末) 15,004戸	(R3年度末) 15,078戸	(R7年度末) 16,305戸
土砂災害警戒区域指定率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 99.2%	(R7年度末) 96.0%
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(R2年度末) 75%	(R2年度末) 75%	(R7年度末) 100%

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。
- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。
- 警察本部において、大規模自然災害を始めとする緊急事態等に迅速かつ確に対応するために策定した初動措置に関する訓令及び福島県警察災害警備計画について、現状に即した改正等を行うとともに、災害警備本部設置訓練、非常招集訓練、災害警備訓練等に取り組んでいる。緊急事態発生時における初動措置等について、警察職員への徹底した周知・浸透を図るほか、災害対処能力の向上を図るために、教養資料の発出や災害警備訓練を継続的に実施していく必要がある。

警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実

- 大規模自然災害が発生した場合でも、住民の避難誘導や救出・救助、緊急交通路の確保、危険箇所の交通規制、被災地域の治安維持など、警察による災害対応を迅速かつ確に行うため、初動措置に関する訓令及び福島県警察災害警備計画に基づく体制整備や業務継続計画による対処人員の確保、広域緊急援助隊総合訓練の実施による広域応援体制の強化等に取り組んでいる。今後も、災害対応に係る各種訓練や研修への参加を通じて関係機関との連携・応援体制を一層強化し、災害対応人員の確保に努めるとともに、装備資機材や輸送用車両等の充実を図っていく必要がある。

警察による災害対応のための連携体制の充実・強化

- 大規模自然災害発生時において警察が迅速かつ確な災害対応を行うため、重機による救出・救助活動支援、交通障害物の撤去や高速道路の通行規制等による緊急交通路の確保、鉄道・航空機の運行等に関する情報や帰宅困難者に関する情報等の提供、物資・食料等の調達、緊急ラジオ放送などについて、関係機関との連携体制の構築に取り組んでいる。平時から、訓練等の機会を通じて協定締結団体や交通関係機関との連携内容を相互に確認し、連携体制の充実・強化を図っていく必要がある。

消防広域応援体制の強化〔再掲〕

- 大規模災害や特殊災害の発生により、消防部隊の広域的な応援が必要となる場合に備え、福島県広域消防相互応援協定及び広域応援基本計画に基づき、県内の各消防本部による消防広域応援体制を構築している。
- 大規模災害発生時において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう、一層の連携強化を進めるとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、消防広域応援体制の充実・強化に取り組んでいく必要がある。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び

東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。引き続き、大規模災害時に相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

消防防災ヘリによる救助活動等の推進〔再掲〕

- 大規模自然災害の発生により、孤立集落等が発生する可能性が高まっている。
- 孤立集落に対する円滑な救助活動等の実施のため、及び消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災ヘリを活用した消防防災航空隊による自隊訓練や各種防災訓練、運航時間に応じた機体の点検整備、ヘリ臨時離着陸場の現場調査等に取り組んでいる。また、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリへの出動要請が多数発生した場合や活動の長時間化に伴う点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない場合に備え、自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制の充実を図る必要がある。

救急業務の充実

- 救急救命士による特定行為の処置範囲が拡大され、救急業務はより高度化している。本県では、救急業務の高度化を推進するため、除細動や気管挿管等の救急救命処置を行うことのできる救急救命士の養成に取り組む県内の消防本部に対し事業費の補助を実施し、これにより、救急救命士の数は着実に増えてきているものの、本県における救急隊員に占める救急救命士の割合は37.2%（R4.4.1）と全国平均48.2%を大きく下回っている。救急救命士が常に救急車に乗車し、県民が高度な救急救命処置を受けられる機会を確保するため、救急救命士の養成が喫緊の課題となっている。

消防団の充実・強化（再掲）

- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若い世代や女性の消防団加入促進に向けた取組が必要である。
- 消防団の活動に対する地域や雇用者側からの理解促進に向けた取組と支援の要請に加え、市町村に対して、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）を行う機能別団員制度の導入等を促進し、消防団の充実・強化を図る必要がある。

避難地域等における消防体制の再構築〔再掲〕

- 避難指示区域においては、消防団活動が制限され、また、避難指示が解除された地域においても住民の帰還が進まず、マンパワー不足によって消防体制が脆弱な市町村が多い状況にある。
- 住民が安全で安心して暮らせる環境を整え、住民の帰還促進を図るため、地元常備消防や広域的応援体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、今後の消防団員確保の見通しを踏まえ、避難地域等全体として消防体制の再構築を進めていく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(R2年度末) 1回	(R3年度末) 1回	(毎年度) 1回
救急隊員に占める救急救命士有資格者の比率	(R2年4月) 34.4%	(R4年4月) 37.2%	(R7年度末) 41.9%
消防団員条例定数に対する充足の割合	(R2年4月) 88.4%	(R4年4月) 84.7%	(R7年度末) 88.4%

2-4

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺

災害拠点病院数等の拡充及び機能確保

- 災害発災時において、被災地内の傷病者の受入や災害派遣医療チーム（DMAT）の被災地への派遣などの医療救護活動の支援強化に向けて、災害時に中心的な役割を担う災害拠点病院の施設数を拡充する必要がある。このことから、災害拠点病院数を県内の12消防本部管内に1病院以上設置するよう拡充に向けて取り組む。
- 災害等に多発する重篤救急患者の救命医療等を確保するため、福島県立医科大学付属病院を基幹災害拠点病院とし、7つの医療圏ごとに地域災害拠点病院を1病院以上指定している。災害に伴う停電等が発生した場合であっても、災害拠点病院における医療活動を維持するための非常用発電機、燃料の備蓄、受水槽の確保等については、県内全ての災害拠点病院においてこれらが確保されている。引き続き、災害拠点病院の現状把握に努め、災害拠点病院の機能の確保に取り組んでいく必要がある。

透析医療機関での非常時対応体制の整備

- 災害等に伴う停電・断水が発生した場合であっても透析医療の継続を確保するため、人工透析医療機関における非常用電源や貯水槽の設置による非常時対応体制の整備が求められる。今後、災害時の透析医療に係る具体的な対応について福島県災害医療マニュアルの見直し検討を進めるとともに、県及び各医療機関相互の連携強化に引き続き取り組んでいく必要がある。

緊急車両等に供給する燃料の確保

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結するとともに、燃料供給訓練を実施している。また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。
- 引き続き、訓練等を通じて福島県石油業協同組合との連携強化を図るとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。

DMATによる災害医療体制の充実

- 災害派遣医療チーム（DMAT）は、災害発生後直ちに被災地へ入り、トリアージや救命処置、患者の搬送に係る診察・処置、被災地内の病院における診療支援等を行う災害派遣医療チームであり、県内の災害拠点病院において体制整備を進めている。今後も、国及び県が主催する各種研修や実動訓練等を通じて、DMAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害医療体制の強化を図る必要がある。

DPATによる精神保健活動支援体制の充実

- 本県における災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備方針及び設置運営要綱等に基づき、DPAT養成のための研修計画、資 機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する必要がある。平時より研修等で他組織との連携を図るとともに、派遣期間が中長期に及んだ際にも対応できるようDPAT整備数を増やしていく。

ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

- ドクターヘリは、救急車による搬送等よりも救命率の向上や後遺症の軽減に寄与している。病院敷地内にヘリポートを有することを災害拠点病院に求め、必要な支援策を情報提供等に取り組んでいるが、経営的観点から導入に消極的な病院もあるのが現状であり、救急医療体制の充実・強化していく必要がある。

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備

- 東日本大震災において、患者を一時収容する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が福島空港に暫定的に設置されたことから、現在、福島空港においてSCUに必要な資機材の配備を進め、SCUの設置運営訓練の実施に取り組んでいる。大規模な自然災害等に備えるためには、平時からSCUに係る準備を進めておくことが重要であることから、今後も福島空港及び関係機関等と十分な連携を図り、SCUの体制整備を推進する必要がある。

災害医療コーディネーター体制の整備

- 東日本大震災時、全国から派遣された医療チームを受け入れるための調整機能や後方支援機能が十分ではなかったという教訓を踏まえ、災害医療コーディネーターの養成・確保に取り組んでいる。今後、災害医療コーディネーターの活動を核とした「福島県災害救急医療マニュアル」の見直しについて検討を深め、災害医療コーディネーター体制の整備を推進していく必要がある。

災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持

- 災害時において県民等が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から3日間程度の初動期に確保することが困難となることから、医療機関等から供給要請があった場合における医薬品等の迅速な共有を確保する必要がある。いつ災害が発生しても速やかに必要な医薬品等を供給できるよう、引き続き、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を図る必要がある。

災害時医療・福祉人材の確保

- 災害発生時においても必要な医療の提供を維持するため、医療関係団体と災害時医療救護に関する協定を締結し、医療人材の確保に取り組んでいる。また、災害時における福祉人材の確保について、福島県広域災

害福祉支援ネットワーク協議会を設立し、（社福）福島県社会福祉協議会、（一社）老人福祉施設協議会の会員等から福島県災害派遣福祉チームへの登録者を集い、スキルアップのための研修等を実施している。今後も、訓練や研修等の機会を捉え、関係団体との連携強化を促進し、災害時における医療・福祉の人材確保に取り組んでいく必要がある。

医療機関における情報通信手段の確保

- 医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）については、県内全ての医療機関における登録を完了したことから、災害時においてEMISを活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく必要がある。

病院施設・社会福祉施設の耐震化等〔再掲〕

- 病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時であっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入や福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。全ての県立病院については耐震化を完了しているが、県内のその他病院施設や社会福祉施設には耐震化されていない施設も存在することから、引き続き、未耐震化施設について耐震化整備を促進する必要がある。

児童福祉施設等の機能維持〔再掲〕

- 児童養護施設や障がい児入所施設等の児童福祉施設や児童相談所には、自ら避難をすることが困難な児童等があり、災害時であっても、児童等の安全の確保し、サービスの提供を継続する必要がある。そのため、児童福祉施設等の機能を維持するための修繕や建替を含めた整備を推進する必要がある。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持

- 災害による停電・断水時にも、高齢者施設、障がい者施設等の施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備・給水設備の整備を促進する必要がある。
- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設、障がい者施設等の安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進する必要がある。

福祉避難所の充実・確保

- 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、県内全ての市町村において福祉避難所の指定が行われるよう、個別支援を継続するとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進していく必要がある。
- 未指定の2町は双葉郡の避難地域であり、そもそも福祉避難所に指定可能な福祉施設等が整備されていない等の現状がある。

浜通り地方における医療提供体制の再構築

- 地域に必要な医療等の確保等避難地域において避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるとともに、災害発生時であっても必要な医療を提供するためには、避難地域を中心とした浜通り地方における医療提供体制の再構築が求められていることから、施設整備への補助等を通じて医療機関の再開を支援する必要がある。

る。

- 「ふたば医療センター附属病院」の整備により課題とされた二次救急医療を確保するなど、帰還状況や住民ニーズに応じて復興推進のために必要な医療の確保を図りつつ、経営安定化支援や医療人材の確保などにより浜通り地方における医療機関の安定的な運営に向けた支援を継続的に行っていく必要がある。
- 医療機関が警戒区域で再開等する又はした場合に、施設・設備整備費及び運営費の補助を実施。地域に必要な医療等の確保等、浜通り地方における医療提供体制の再構築を推進していく必要がある。

浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

- 東日本大震災及び原子力災害の影響により、浜通り地方における福祉・介護分野の人手不足は深刻な状況にあり、避難指示の解除に伴い故郷に帰還する住民に対して十分な福祉・介護サービスを提供できる環境を整えるため、福祉・介護人材の確保に努めている。大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、引き続き、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進していく必要がある。

道路施設の無停電設備の整備

- 停電による管理上支障が生じる恐れがある道路施設の無停電設備の整備が必要である。

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

- 山間部の道路については、地滑りや土砂崩れのおそれがある箇所もあり、豪雨時などに通行止めになる可能性があることから、バイパスによる回避や道路拡幅による通行幅の確保などの必要がある。

災害時に地域の輸送等を支える道路整備

- 緊急輸送道路は、災害応急対策の活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行う道路であることから、狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障がでる箇所について解消を図る必要がある。また、緊急輸送路自体が災害により通行止めが発生する可能性があることから、緊急輸送路の代替路となるべき道路について、国県道・市町村道も含め整備し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を進める必要がある。

踏切の立体交差等の整備

- 緊急時には踏切において渋滞の発生が想定されるほか、地震などの災害時には踏切が遮断したままになるケースがあるため、踏切と交差する道路の立体化など整備を進める必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
災害拠点病院数	(R3年度末) 10拠点	(R3年度末) 10拠点	(R7年度末) 12拠点
DPATの整備数	(R元年度末) 10チーム	(R3年度末) 12チーム	(R7年度末) 15チーム
病院敷地内にハリポートを有している災害拠点病院の割合	(R元年度末) 75.0%	(R3年度末) 72.7%	(R7年度末) 100%
災害医療コーディネーター数（累計）	(R元年度末) 11名	(R3年度末) 15名	(R7年度末) 30名
県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金の利用者数（累計）	(R元年度末) 145人	(R3年度末) 258人	(R7年度末) 445人

2-5

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

感染症予防措置の推進

- 災害時において新型コロナウイルス感染症等の各種感染症がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理などの感染症予防対策の実施が効果的であり、感染症対策に関する各種研修への職員派遣により、最新の感染症対応能力のある人材の育成に取り組んでいる。今後も、災害時において感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく必要がある。

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

- 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた「福島県下水道業務継続計画（BCP）」を策定し、情報伝達訓練等を実施している。
- 一方、令和元年東日本台風等では県北浄化センターや市町村の雨水ポンプ場が被災するなど、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっている。
- そのため、地震・津波時だけでなく、水害も想定事象とする災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

下水道施設の維持管理

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、令和4年1月に「阿武隈川上流流域下水道 耐水化計画」、平成22年9月に「耐震補強計画」を作成し、施設の耐水化・耐震化整備を実施している。あわせて、限られ

た人員と予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成28年12月に策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

- し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を継続して行き、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

一般廃棄物処理施設の災害対策

- 大規模自然災害等の発生に備え、市町村等は、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する必要がある。
- 被災により施設が使用困難の見込みとなった場合は、速やかに当該市町村等の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う必要があるため、「福島県災害廃棄物処理計画」において、県が対応すべき事項として定めている。
- また、施設が被災した場合を含め、災害発生後の概ね2週間以内の対応が重要であることから、初動対応に特化したマニュアルの整備や、応援協定等の締結により、平時から市町村間の連携を強化しておくことが重要である。

家畜伝染病対策の充実・強化

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施しており、引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
麻しん・風しん予防接種率	(R元年度末)	(R3年度末)	(R7年度末)
	第1期 95.7%	第1期 93.1%	第1期 98.0%
	第2期 94.8%	第2期 94.1%	第2期 98.0%
汚水処理人口普及率	(R2年度末)	(R2年度末)	(R7年度末)
	84.6%	84.6%	93.3%
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	(R2年度末)	(R2年度末)	(R7年度末)
	15.25%	15.25%	100%

避難所環境の充実

- 令和元年東日本台風等による被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、乳幼児等がいる子育て世帯やペットを飼育する世帯から、避難所生活への不安や抵抗感を訴える回答があった。令和元年東日本台風等の災害対応時に感染症の拡大を防ぐことはできたが、災害発生前から避難所における更なる防疫体制の整備も課題となっている。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、避難所における密集状態の回避や感染症対策の徹底が求められており、避難所のレイアウトや飛沫防止対策、発熱者や濃厚接触者への対応などが課題となっている。
- 避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境が原因で被災者の健康状態の悪化や災害関連死を招く事態を防ぐため、引き続き、関係団体との災害時応援協定や国のプッシュ型支援を活用した物資調達体制の強化を図るとともに、市町村と連携しながら避難所における密集状態の回避や徹底した感染症対策に取り組み、避難所環境の充実を図っていく必要がある。

福祉避難所の充実・確保〔再掲〕

- 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、県内全ての市町村において福祉避難所の指定が行われるよう、個別支援を継続するとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進していく必要がある。
- 未指定の2町は双葉郡の避難地域であり、そもそも福祉避難所に指定可能な福祉施設等が整備されていない等の現状がある。

災害時健康危機管理体制の整備

- 大規模災害が発生した場合、健康管理危機体制の円滑な運営は、被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐために必要である。
- 令和元年東日本台風等で保健医療福祉調整本部を立ち上げたが、関係機関との役割分担や情報連携体制等に課題が見られたことから、保健福祉部における災害対応の検証を実施しており、検証結果を踏まえた健康危機管理体制の整備が必要である。

DHEATの構成員養成及び運営体制の強化

- 平成30年度に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の設置マニュアルを策定するとともに、DHEATの構成員としての派遣者に関する中核市と連携協定を締結している。
- DHEAT構成員の育成については、平成28年度開始したDHEAT養成研修に医師や保健師等の専門職を多数派遣しており、受講者は年々増加しているが、派遣者との調整ができず、活動・派遣実績がない状態である。
- また、令和元年東日本台風等の際にDHEATの受入は行わなかったが、DHEATの受援体制を強化していく必要がある。

DPATによる精神保健活動支援体制の充実〔再掲〕

- 本県におけるDPATの体制整備方針及び設置運営要綱等に基づき、DPAT養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する必要がある。平時より研修等で他組織との連携を図るとともに、派遣期間が中長期に及んだ際にも対応できるようDPAT整備数を増やしていく。

災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持

- 保健所は、災害時に地域の健康危機管理の拠点として、市町村への直接支援・専門職チームの派遣調整等を担う保健所職員の業務が滞りなく遂行するための機能維持が必要となる。県内すべての保健所において、災害時であっても、3日間機能維持できるよう自家発電設備の整備等を進める必要がある。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持〔再掲〕

- 災害による停電・断水時にも、高齢者施設、障がい者施設等の施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備・給水設備の整備を促進する必要がある。
- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設、障がい者施設等の安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進する必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
DPATの整備数	(R元年度末) 10チーム	(R3年度末) 12チーム	(R7年度末) 15チーム

3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱

警察施設の耐災害性等

- 大規模地震等の発生によって警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、本県の耐震改修促進計画に基づき、耐震診断結果がCランクの警察庁舎等について令和2年度までに耐震化を概ね終了した。今後は、災害対応拠点として機能を発揮できるよう老朽化施設の建替や設備などの改修を計画的に推進していく必要がある。

警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実〔再掲〕

- 大規模自然災害が発生した場合でも、住民の避難誘導や救出・救助、緊急交通路の確保、危険箇所の交通規制、被災地域の治安維持など、警察による災害対応を迅速かつ的確に行うため、初動措置に関する訓令及び福島県警察災害警備計画に基づく体制整備や業務継続計画による対処人員の確保、広域緊急援助隊総合訓練の実施による広域応援体制の強化等に取り組んでいる。今後も、災害対応に係る各種訓練や研修への参加を通じて関係機関との連携・応援体制を一層強化し、災害対応人員の確保に努めるとともに、装備資機材や輸送用車両等の充実を図っていく必要がある。

警察ネットワーク環境の充実

- 災害時における救助活動や治安の確保等、警察活動の中核機関となる警察本部庁舎において危機管理対応や警察活動を最大限発揮できる環境を構築するため、県内の各警察署と警察本部庁舎間のネットワーク機器等の冗長化を図るなど、県警察ネットワーク環境の充実及び機能強化を推進していく必要がある。

警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保

- 大規模災害等が発生した場合でも、救出・救助活動や災害警備活動、関係機関との情報連絡等に必要となる電力を確保するため、災害対応拠点となる警察施設における電源設備の優先復旧等について電力事業者及び情報通信事業者と災害応援協定を締結している。今後も、各種訓練等の機会を捉え、協定に基づく協力要請・対応を相互に確認するなどして協定締結事業者との連携を強化し、災害時における電源・通信回線の確保を図っていく必要がある。

自動起動型信号機電源付加装置の整備

- 災害時における停電による信号機の滅灯対策として、幹線道路等の主要な交差点に自動起動型信号機電源付加装置の整備及び維持管理を進め、交通の安全と円滑を確保するとともに保守点検の実施により適正な維持管理を実施していく必要がある。

交通安全施設の維持管理〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合でも、交通安全施設等の倒壊を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理に取り組む必要が

ある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
自動起動型信号機電源付加装置の整備数	(R元年度末) 570基	(R3年度末) 611基	(R7年度末) 611基

3-2

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続に必要な体制の整備

- 大規模災害発生時に県の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を策定し、業務継続体制の充実・強化に取り組んでいる。今後も、通勤手段等に制限を設けた状況下における職員参集訓練の実施や非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組を継続的に推進していく必要がある。
- 県内市町村における業務継続計画の策定を支援し、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けた取組を促進していく必要がある。

受援体制の整備

- 大規模自然災害の発生時には、行政機関が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれる。そのため、自治体単独で災害対応を行うことが困難となった場合に備え、他の自治体等からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築することが重要である。県では平成30年4月に災害時受援受援計画を策定しているが、令和元年東日本台風等への対応では、県の受援本部が機能せず、市町村における受援体制の整備についても課題であったことから、県受援計画の見直しや市町村の計画策定の支援に取り組み、県及び市町村の受援体制の整備を推進する必要がある。

防災拠点施設の機能確保

- 災害発生時、災害対応を行う庁舎等の防災拠点施設において必要な庁舎機能が確保できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を維持するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。

県庁舎の耐震化等〔再掲〕

- 免震構造である県庁北庁舎内への災害対策本部の活動拠点となる危機管理センターの整備や西庁舎の耐震改修（令和2年11月）など防災拠点施設となる庁舎の耐震性の確保を計画的に進めてきた。引き続き防災拠点施設として機能を発揮できるよう建物・設備の機能を維持する庁舎の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。
- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。
- 警察本部において、大規模自然災害を始めとする緊急事態等に迅速かつ確に対応するために策定した初動措置に関する訓令及び福島県警察災害警備計画について、現状に即した改正等を行うとともに、災害警備本部設置訓練、非常招集訓練、災害警備訓練等に取り組んでいる。緊急事態発生時における初動措置等について、警察職員への徹底した周知・浸透を図るほか、災害対処能力の向上を図るために、教養資料の発出や災害警備訓練を継続的に実施していく必要がある。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。引き続き、大規模災害時に相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結するとともに、燃料供給訓練を実施している。また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。
- 引き続き、訓練等を通じて福島県石油業協同組合との連携強化を図るとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕

- 令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、本県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結など、今後も、電力事業者や民間企業との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
業務継続計画を策定した市町村数	(R元年度末) 50市町村	(R3年度末) 54市町村	(R7年度末) 59市町村
災害時受援計画の策定市町村数	(R2年度末) 19市町村	(R3年度末) 19市町村	(R7年度末) 59市町村
県総合防災訓練の実施回数	(R2年度末) 1回	(R3年度末) 1回	(毎年度) 1回

防災拠点施設の機能確保〔再掲〕

- 災害発生時、災害対応を行う庁舎等の防災拠点施設において必要な庁舎機能が確保できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を維持するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。

情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

- 大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「福島県ICT部門の業務継続計画」を策定し、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持に取り組んでいる。いつ災害等が発生しても、速やかに障害を検知し、保守対応するとともに、関係部署へ適切に連絡・報告できる体制を継続的に維持していく必要がある。

情報通信設備の耐災害性の強化

- 大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信ネットワークシステムの稼働を継続させるため、東日本大震災でも被害の無かった民間データセンターをハウジング委託し、共有基盤サーバーや重要なネットワーク機器をデータセンターにおいて運用管理することにより、地震や地域停電でも情報通信ネットワークシステムが止まらない体制を確保している。執務室にサーバーを設置していたシステムについては、デジタル変革課が運用している仮想基盤の余剰リソースを提供し、令和4年9月現在で15システムを收容し、業務継続性の確保を図っている。

多様な通信手段の確保

- 災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を円滑に行うため、福島県総合情報通信ネットワークシステムや原子力防災に係る緊急時連絡網システムを整備し、専用回線による電話、FAX、TV会議システムを備えているほか、Lアラート配信機能を含む防災事務連絡システムにより市町村と情報共有を図ることができる通信環境を整備している。
- 災害時における情報通信の途絶を回避し、情報伝達・収集を円滑に行うため、多様な通信手段の確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保〔再掲〕

- 大規模災害等が発生した場合でも、救出・救助活動や災害警備活動、関係機関との情報連絡等に必要な電力を確保するため、災害対応拠点となる警察施設における電源設備の優先復旧等について電力事業者及び情報通信事業者と災害応援協定を締結している。今後も、各種訓練等の機会を捉え、協定に基づく協力要請・対応を相互に確認するなどして協定締結事業者との連携を強化し、災害時における電源・通信回線の確保を

図っていく必要がある。

医療機関における情報通信手段の確保〔再掲〕

- 医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）については、県内全ての医療機関における登録を完了したことから、災害時においてEMISを活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に 伝達できない事態

住民等への情報伝達体制の強化

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信や県公式ツイッター等を活用した情報発信に加え、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって市町村が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築している。
- 令和元年東日本台風等に係る対応検証では、災害対応業務に追われる市町村においてLアラートの配信が遅れたり、データ放送の視聴方法について住民から市町村へ問い合わせがあるなど、Lアラートを通じた情報伝達に課題が見られた。これらの対応検証を踏まえ、災害関連情報の入手方法についての周知啓発やLアラートによる情報配信の徹底を図るとともに、関係機関及び放送・通信事業者との連携を強化し、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する必要がある。

放送事業者との連携強化

- 災害時において、被災地住民、県民及び県外関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を支援するため、報道機関と連携して広報活動を展開する必要がある。このため、災害時における放送要請に関する協定を放送事業者と締結し、災害情報の放送に係る連携体制を構築するとともに、Lアラート運用訓練や災害応援協定ネットワーク会議の開催等により、放送事業者との連携強化を図っている。今後も、各放送事業者と緊密に連携して、県民に必要な災害情報が円滑に伝達されるよう、災害広報の充実を推進していく必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

発災時の情報収集及び共有

- 令和元年東日本台風等への災害対応では、災害対応に追われる市町村のマンパワー不足等により、災害関連情報を十分に収集できなかった。災害発生時には、人命の救出・救助に関する情報や、建物や交通施設等の被害、停電・断水等の生活インフラに関する被害、住民避難に関する情報など、膨大な災害関連情報が発

生することから、迅速かつ確な災害対応を行うためには、多様な情報源から情報を収集・集約し、関係機関で共有することが求められる。

住民等への情報伝達体制の強化〔再掲〕

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信や県公式ツイッター等を活用した情報発信に加え、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって市町村が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築している。
- 令和元年東日本台風等に係る対応検証では、災害対応業務に追われる市町村においてLアラートの配信が遅れたり、データ放送の視聴方法について住民から市町村へ問い合わせがあるなど、Lアラートを通じた情報伝達に課題が見られた。これらの対応検証を踏まえ、災害関連情報の入手方法についての周知啓発やLアラートによる情報配信の徹底を図るとともに、関係機関及び放送・通信事業者との連携を強化し、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する必要がある。

避難行動要支援者対策の推進

- 高齢者、障がい者など避難行動に支援を必要とする者は、災害情報の受理や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、災害発生時、円滑に避難行動要支援者の避難誘導等を行うため、市町村において、避難行動要支援者名簿の作成や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の策定が必要となっているが、計画策定の推進に当たり、人員不足等が課題となっている。
- 令和元年東日本台風等に係る災害対応検証では、支援する側の人員不足や避難行動要支援者名簿が関係機関と共有されていないなどの課題があったことを踏まえ、避難行動要支援者を支える体制構築を進める必要がある。

福祉避難所の充実・確保〔再掲〕

- 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、県内全ての市町村において福祉避難所の指定が行われるよう、個別支援を継続するとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進していく必要がある。
- 未指定の2町は双葉郡の避難地域であり、そもそも福祉避難所に指定可能な福祉施設等が整備されていない等の現状がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。
- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。
- 警察本部において、大規模自然災害を始めとする緊急事態等に迅速かつ確に対応するために策定した初動措置に関する訓令及び福島県警察災害警備計画について、現状に即した改正等を行うとともに、災害警備本部設置訓練、非常招集訓練、災害警備訓練等に取り組んでいる。緊急事態発生時における初動措置等につ

いて、警察職員への徹底した周知・浸透を図るほか、災害対処能力の向上を図るために、教養資料の発出や災害警備訓練を継続的に実施していく必要がある。

雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達と共有

- 雨量や河川水位等の情報発信が停滞することにより、住民の避難行動が遅れ、被害が甚大化する恐れがあるため、情報発信の強化に努める必要がある。
- また、豪雨災害をはじめ、地震・火山など自然災害が多発しており、地域社会・経済の迅速な再建・回復に向けて、速やかに公共土木施設等の災害状況を共有する必要がある。
- 土砂災害警戒情報は福島県と福島地方気象台が共同で発表しており、発表と同時に当該市町村長へのホットライン及びホームページ等における情報提供を実施している。今後も土砂災害警戒情報の精度向上や住民へのわかりやすい情報提供を進める必要がある。

道路情報提供装置等の整備

- 刻々と変化する道路状況について、道路利用者が事前に道路状況を知ることができるよう、主要な路線の峠部を中心にカメラを設置し、インターネットを通じてリアルタイムに情報提供を行っている。災害発生時の住民避難や救急・救援活動においては、道路状況の把握が重要となることから、今後も道路情報の提供による防災・減災対策の推進と道路利用者へのサービス向上を図る必要がある。

在留外国人に対する多言語による情報提供

- 外国人住民は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、大規模災害が発生した場合においても、「やさしい日本語」を含む多言語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、関係機関と連携して「やさしい日本語」の普及啓発や多言語による相談体制の確保に取り組んでいく必要がある。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するために、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。
- 東日本大震災や令和元年東日本台風等の度重なる甚大な被害が生じており、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく必要がある。

自主防災組織等の強化

- 自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことより、組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。
- 令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築に関する指摘があった。検証結果も踏まえ、引き続き、自主防災組織による防災活動を促進し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。

東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

- 児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災についての知識を正しく理解し、災害発生時における危険性や状況の的確な思考・判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成する必要がある。引き続き、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた防災教育を推進していく必要がある。

学校災害対応マニュアルの作成支援

- 災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるための学校災害対応マニュアル（危険等発生時対処要領）の作成が100%となり、今後は必要に応じて見直しの支援を継続する必要がある。引き続き、施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を通じて、学校災害対応マニュアルの実効性を高めていく必要がある。
- 災害発生時に学校が円滑に対応できるよう避難所に指定されている学校での避難所開設マニュアルや要配慮者対応のマニュアルの作成の必要性が高まっている。

震災教訓の伝承・風化防止

- 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことの無い未曾有の複合災害であり、その記録と教訓、復興への取組を国や世代を超えて継承・共有していくため、東日本大震災・原子力災害伝承館（情報発信拠点）を整備した。本県にしかない経験と教訓を今後の防災・減災対策に活かすとともに、想像を超える災害が起こりうるという危機意識を喚起し、経験を忘れずに災害に備えることの大切さを伝えることにより、自助・共助の取組を促し、地域防災力の向上を図るとともに、震災教訓の継承・風化防止に取り組んでいく必要がある。

マイ避難の促進

- 令和元年東日本台風等による被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多く、事前に具体的な計画を立てていた人ほど早めの水平避難を行っていたという結果が示された。自分の身に危険を感じてからの避難では、命の危険を伴う場合もあることから、ハザードマップで自宅や職場周辺の災害リスクを確認し、日頃から適切な避難する場所や避難のタイミングについて、あらかじめ家族や職場で考え、備えておく「マイ避難」の取組を推進し、適切な避難行動に関する県民の意識の向上を図っていく必要がある。

適切な避難行動の呼びかけ

- 令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証では、避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しないまま、警戒レベル4の避難勧告等を発令しており、避難行動に時間を要する高齢者等に対し、安全に避難できる状況下で早めの避難行動を促すための避難情報の発令の在り方が課題とされた。また、被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多いという結果となり、より切迫感の伝わる情報発信の必要性が確認された。東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、市町村が空振りをおそれずに避難情報を早期に発令することの徹底や多様な手段を活用した情報の伝達、より切迫感の伝わる情報発信に向けた検討など、市町村や関係機関と連携して適切

な避難行動の呼び掛けに取り組む必要がある。

障がい者、国内外からの旅行者への情報提供

- 障がいのある方が災害発生時に迅速かつ確実に情報を取得するために、障がい特性に配慮した情報提供を行うなど、情報アクセシビリティの向上を図る必要がある。
- 災害発生時には、十分な情報がないために、国内外を問わず、旅行者が弱者になりやすく、旅行者に対してわかりやすい情報提供を行い、円滑な避難行動を促す必要がある。
- また、旅行者に対する情報提供や避難等行う場合には、ホテル・旅館や旅行会社等の観光事業者との連携が必要となる。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数	(R2年度末) 39市町村	(R3年度末) 32市町村	(R7年度末) 59市町村
県総合防災訓練の実施回数	(R2年度末) 1回	(R3年度末) 1回	(毎年度) 1回
「やさしい日本語」交流事業参加者数	(R3年度末) 2,650人	(R3年度末) 2,650人	(R7年度末) 5,820人
災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(R3年度末) 9.5%	(R3年度末) 9.5%	(R7年度末) 18.6%
自主防災組織活動力バー率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 74.8%	(R7年度末) 82.6%
防災教育に係る授業（避難訓練を除く）を実施した学校の割合（公立小・中学校）	(R元年度末) 100%	(R3年度末) 100%	(毎年度末) 100%
東日本大震災・原子力災害伝承館の来館者数	(R2年度末) 43,750人	(R3年度末) 58,271人	(R7年度末) 65,000人

企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

- 県内企業の事業継続計画（BCP）策定促進に向けて、県及び商工関係5団体等で「福島県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定」を締結し、専門チームによる県内事業者への個別訪問や県と協定団体によるBCP策定支援セミナーの開催等により、各事業者の実態に応じた個別具体的なBCP策定支援に取り組んでいる。今後も、協定団体と緊密に連携しながら、BCPに係る広報・周知及び策定支援に努め、企業の防災力向上を促進していく必要がある。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進

- 港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、小名浜港港湾機能継続協議会及び相馬港港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したが、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進していく必要がある。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進

- 大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。策定済みの松川浦漁港では、具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなどを実施し、BCPの実効性を高めるとともに、未策定の請戸漁港ではBCP策定を推進していく必要がある。

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備

- 災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道及び磐越道の4車線化や会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。
- 林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

空港施設の整備等〔再掲〕

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施する必要がある。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁等の道路施設の長寿命化対策を進めていく必要がある。

無電柱化の推進〔再掲〕

- 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱

化の推進を図っていく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
事業継続計画（BCP）の策定支援件数	（R2年度末） 33件	（R2年度末） 33件	（R7年度末） 53件
漁業地域における事業継続計画（BCP）策定率	（R元年度末） 50.0%	（R3年度末） 50.0%	（R7年度末） 100%
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	（R2年度末） 51市町村	（R2年度末） 51市町村	（R7年度末） 53市町村
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	（R2年度末） 75%	（R2年度末） 75%	（R7年度末） 100%
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	（R2年度末） 43%	（R2年度末） 43%	（R7年度末） 68%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕整備率（1巡目法定点検）	（R2年度末） 17%	（R2年度末） 17%	（R7年度末） 100%
市街地等における無電柱化整備率	（R2年度末） 46%	（R2年度末） 46%	（R7年度末） 51%

5-2

食料等の安定供給の停滞

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕

- 災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道及び磐越道の4車線化や会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な

農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

- 林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

空港施設の整備等〔再掲〕

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

食料生産基盤の整備

- 食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

農業水利施設の適正な保全管理

- 県内には約7,600の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組むとともに、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要がある農業用の河川工作物（頭首工等）

や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	(R2年度末) 51市町村	(R2年度末) 51市町村	(R7年度末) 53市町村
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(R2年度末) 75%	(R2年度末) 75%	(R7年度末) 100%
ほ場整備率	(R3年度末) 73.8%	(R3年度末) 73.8%	(R7年度末) 75.5%
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	(R3年度末) 7,660ha	(R3年度末) 7,660ha	(R12年度末) 累計 63,356ha以上

5-3

異常渇水等により用水の供給の途絶

渇水時における情報共有体制の確保

- 県内の渇水状況を把握し、適切な渇水対策の推進を図るため、「渇水対策連絡会議設置要綱」を策定し、気象・水源情報や利水状況等のデータ収集、渇水情報部会の開催、渇水対策連絡会議の招集など、渇水の段階に応じた関係者による情報共有及び節水の呼びかけ等の広報を行う体制を整えている。異常渇水の発生時においても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう、日頃から渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく必要がある。

工業用水の渇水対策

- 異常渇水への対策については、「異常渇水時における給水制限等の取扱要領」及び「企業局いわき事業所渇水対策要領」に基づき、必要な措置を講じている。また、渇水対策連絡協議会議等の設置により関係機関との連絡体制を構築している。異常渇水の発生時においても工業用水が給水停止となる事態を回避するため、今後も工業用水道受水企業との連携調整を十分に図りながら、渇水対策を推進していく必要がある。

農業用水の渇水対策

- 異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、毎月農業用ダムの貯水状況報告を受け、状況把握と連絡体制の確認を行っている。今後も、貯水状況報告を継続し、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実にに向けて取り組んでいく必要がある。

ダム管理設備の機能確保〔再掲〕

- いつ発生するかわからない災害に備え、ダム機能の正常な状態を常時確保するため、ダム管理に係る電気・機械設備等の定期点検や小規模な補修等実施し、適正な管理に努めているが、放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等において、経年劣化が進んでおり、更新時期を今後迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ維持管理・更新を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的にダム管理設備の機能を確保していく必要がある。

ダムによる洪水調節機能の強化〔再掲〕

- 一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、事前に利水容量の一部を放流することで、洪水調節のための容量を増量し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る事前放流等の取組を進める必要がある。
- 阿武隈川水系北須川（石川郡石川町）千五沢ダムに治水機能を付加し、洪水調節や流水の正常な機能の維持等を目的とした千五沢ダム再開発事業を推進していく必要がある。

6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給

- 災害に伴う停電発生時において、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うため、（一社）福島県LPガス協会との「災害時におけるLPガス燃料等の供給協力に関する協定」に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化を図る必要がある。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕

- 令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、本県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結など、今後も、電力事業者や民間企業との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいく必要がある。

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結するとともに、燃料供給訓練を実施している。また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。
- 引き続き、訓練等を通じて福島県石油業協同組合との連携強化を図るとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。

無電柱化の推進〔再掲〕

- 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

石油コンビナート防災体制の充実・強化

- 石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、福島県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区と広野地区において石油コンビナート総合防災訓練を実施している。引き続き、防災関係機関、コンビナ

ート関係企業及び地域住民の連携の下、防災訓練等を実施し、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する必要がある。

再生可能エネルギーの導入拡大

- 大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要がある。

停電時における電気自動車等の活用〔再掲〕

- 自然災害発生時に大規模な停電が発生する事例が全国的にみられ、広く県民に電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）が平時だけでなく、非常時の電源としても有効活用できることの理解促進を図るとともに、電気自動車等の普及を拡大させる必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市街地等における無電柱化整備率	(R2年度末) 46%	(R2年度末) 46%	(R7年度末) 51%
住宅用太陽光発電設備の設置件数及び設置容量	(R元年度末) 55,614件 251,511kW	(R3年度末) 60,339件 281,000kW	増加を目指す
電気自動車等の登録台数	(R元年度末) 189,709台	(R3年度末) 226,642台	(R12年度末) 増加を目指す

6-2

上下水道等の長期間にわたる機能停止

上水道施設の防災・減災対策〔再掲〕

- 大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業に対する補助や水道施設の立入検査の実施により、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいるところであり、水道事業者が将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化を更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する必要がある。

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、令和4年1月に「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」、平成22年9月に「耐震補強計画」を作成し、施設の耐水化・耐震化整備を実施している。あわせて、限られた人員と予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定め

た「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成28年12月に策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

- 一方、令和元年東日本台風等では県北浄化センターや市町村の雨水ポンプ場が被災するなど、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっている。
- そのため、地震・津波時だけでなく、水害も想定事象とする災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

下水道施設の維持管理〔再掲〕

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、令和4年1月に「阿武隈川上流流域下水道 耐水化計画」、平成22年9月に「耐震補強計画」を作成し、施設の耐水化・耐震化整備を実施している。あわせて、限られた人員と予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成28年12月に策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進〔再掲〕

- し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を継続して行い、**老朽化した**単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

工業用水道施設の整備等

- 福島県の工業用水道事業は昭和30年代から事業開始し、多くの施設が耐用年数を超過し、老朽化が進んでいる。また、近年多発する自然災害により被害を受けることも少なくなく耐震・耐水対策が必要とされている。工業用水の安定供給のため、施設の適切な維持管理と改築・更新を目標に掲げ、設備の耐震補強、管路の複線化、施設・設備の健全性を保持するための定期的な保守点検、修繕及び更新工事を実施している。今後も引き続き計画的な施設の整備・維持管理を進めていく必要がある。

工業用水道の応急復旧体制の整備

- 災害発生時において、工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、「企業局施設災害等対策実施要領」により危機管理対応体制を定めている。また、大規模自然災害の被災によって独力では緊急の復旧対応が困難な場合に備えた応急対策業務の支援に係る相互応援協定の締結や、応急復旧資機材の備蓄等に取り組んでおり、今後も応急復旧体制の検証・見直し、災害応援協定に基づく通信連絡訓練の実施、応急復旧資機材の備蓄管理等を進めていく必要がある。

農業集落排水施設の整備等

- 東日本大震災及び令和元年東日本台風等により、農山漁村における農業集落排水施設等の生活環境や生産基盤等に被害が発生しており、県内の農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水処理施設の整備及び施設の改築・更新が求められている。施設の長寿命化を計画的に進めるため、市町村において施設の機能診断調査に基づく最適整備構想を策定し、施設の更新等を進めているが、更新時期を迎える施設が多数あること、また、人口減少に伴う処理施設の統合等の検討を要する事例が想定されることから、適時適切な事業実施に向けて市町村に対する技術的支援を引き続き進めていく必要がある。

一般廃棄物処理施設の災害対応〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生に備え、市町村等は、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する必要がある。
- 被災により施設が使用困難の見込みとなった場合は、速やかに当該市町村等の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う必要があるため、「福島県災害廃棄物処理計画」において、県が対応すべき事項として定めている。
- また、施設が被災した場合を含め、災害発生後の概ね2週間以内の対応が重要であることから、初動対応に特化したマニュアルの整備や、応援協定等の締結により、平時から市町村間の連携を強化しておくことが重要である。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
水道基幹管路の耐震適合率 （上水道事業及び水道用水供給事業）	（R元年度末） 55.5%	（R3年度末） 59.0%	（R6年度末） 74.0%
汚水処理人口普及率	（R2年度末） 84.6%	（R2年度末） 84.6%	（R7年度末） 93.3%
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	（R2年度末） 15.25%	（R2年度末） 15.25%	（R7年度末） 100%

6-3 陸・海・空の基幹交通インフラ及び地域交通 ネットワークが分断する事態

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕

- 災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道及び磐越道の4車線化や会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。
- 林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施する必要がある。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁等の道路施設の長寿命化対策を進めていく必要がある。

地すべり防止施設の整備等〔再掲〕

- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技

術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理等を実施していく必要がある。

道路の防雪施設の整備〔再掲〕

- 県土面積の85%が積雪寒冷地域であり、経済活動や日常生活を支える上で安全な冬期交通の確保が課題となっている。人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などに取り組んでおり、道路の交通量や周辺の沿道状況により緊急性の高い箇所から事業進めてきている。引き続き、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備等を進め、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組んでいく必要がある。

道路の除雪体制等の確保〔再掲〕

- 平成26年2月の豪雪災害を契機として、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等の充実・確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

交通安全対策の推進〔再掲〕

- 渋滞が発生する交差点や歩道が整備されていない通学路など、災害時に避難路として利用される道路において、交差点改良や歩道設置等の交通安全施設の整備を行い、交通の安全・安心を確保する必要がある。

道路施設の老朽化対策〔再掲〕

- ライフサイクルコストの低減や、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設(舗装、道路付属物等)の対策を進める必要がある。

空港施設の整備等〔再掲〕

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要がある。

地方航空ネットワークの維持・拡充

- 福島空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリ等を受け入れ、被災地の救援物資や人員等を輸送する拠点空港として機能し、観光・産業に限らず防災の観点からも欠かすことのできない重要な輸送施設であることから、福島空港の更なる利用促進に取り組み、航空ネットワークを構成する航空路線(国内・国際)の維持・拡充を図っていく必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

海岸保全施設の整備等〔再掲〕

- 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化〔再掲〕

- 東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として、防潮水門及び陸閘を整備するとともに、気象警報発令時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムを構築し、閉門操作が確実に行われるよう、定期点検や更新等を計画的に実施していく必要がある。

河川管理施設の整備等〔再掲〕

- 台風や集中豪雨などの総合的な治水対策として、関係者が連携して対応するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう河道掘削や伐木等、河川管理等施設等の適正管理に取り組む必要がある。
- 国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取り組みなどを推進していく。水門・樋門等の河川管理施設については、県管理施設のうち耐用年数を超過する施設が10年後には約3割となることから、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。
- 令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて河川改良を行うとともに堤防の強化等を実施し、再度災害防止を図る必要がある。

鉄道施設の復旧・基盤強化

- 会津地方と新潟県を結ぶJR只見線については、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害によって橋梁等に甚大な被害を受けたが、長年の復旧工事の結果、令和4年10月1日から全線運転再開している。当該路線は、沿線住民の重要な生活交通基盤であり、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、今後も利活用促進等を図り、関係自治体と連携し路線を維持していく必要がある。

- 常磐線については、全線運転再開となったが、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、引き続き線形改良・立体交差等の基盤強化を図る必要がある。
- 鉄道は、近年頻発する自然災害等による被害を受けていることから、他のJR路線についても基盤強化を促進するとともに、地域鉄道（阿武隈急行、福島交通飯坂線、会津鉄道、野岩鉄道）についても、橋梁・構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国との緊密な連携の下、必要な支援に取り組み、鉄道施設の防災・減災対策を促進する必要がある。

地域公共交通の確保

- 地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援等に取り組んでいる。鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、経営が厳しくなり、事業を継続できない事業者が多くなると、災害が起こった場合の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段がなくなり、人命の救助や復旧活動に大きな影響を及ぼすことになる。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	(R2年度末) 51市町村	(R2年度末) 51市町村	(R7年度末) 53市町村
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(R2年度末) 75%	(R2年度末) 75%	(R7年度末) 100%
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	(R2年度末) 43%	(R2年度末) 43%	(R7年度末) 68%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕整備率（1巡目法定点検）	(R2年度末) 17%	(R2年度末) 17%	(R7年度末) 100%
土砂災害から保全される住宅戸数	(R元年度末) 15,004戸	(R3年度末) 15,078戸	(R7年度末) 16,305戸
土砂災害警戒区域指定率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 99.2%	(R7年度末) 96.0%
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	(R2年度末) 34%	(R2年度末) 34%	(R7年度末) 36%
福島空港利用者数	(R元年度末) 260千人	(R3年度末) 97千人	(R7年度末) 263千人
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(R2年度末) 0戸	(R2年度末) 0戸	(R7年度末) 9,000戸
JR只見線の運休区間の距離	(R元年度末) 27.6km	(R3年度末) 27.6km	(R7年度末) 0.0km
公共交通（バス路線・デマンド交通・コミュニティバス）路線数	(R2年度末) 858系統	(R2年度末) 858系統	(R7年度末) 858系統

7

制御不能な二次災害を発生させない

7-1

ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉塞）等の 損壊・機能不全による二次災害の発生

農業水利施設の適正な保安全管理〔再掲〕

- 県内には約7,600の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等に取り組む。また、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援

- 東日本大震災及び令和元年東日本台風では多くのため池で決壊等の被害が発生した教訓を踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策として、老朽化や豪雨等により決壊のおそれのある農業用ため池の改修とともに、浸水想定区域を図示したハザードマップの作成が求められている。
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和2年10月1日施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることとし、令和12年度までに121箇所の防災工事に着手することとしているが、その執行を確実に行う必要がある。また、防災重点農業用ため池について、ハザードマップを作成・公表しているが、新たな指定があった場合には、早期に作成・公表を行う必要がある。

ダム管理設備の機能確保等〔再掲〕

- いつ発生するかわからない災害に備え、ダム機能の正常な状態を常時確保するため、ダム管理に係る電気・機械設備等の定期点検や小規模な補修等実施し、適正な管理に努めているが、放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等において、経年劣化が進んでおり、更新時期を今後迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ維持管理・更新を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的にダム管理設備の機能を確保していく必要がある。

ダムによる洪水調節機能の強化〔再掲〕

- 一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、事前に利水容量の一部を放流することで、洪水調節のための容量を増量し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る事前放流等の取組を進める必要がある。
- 阿武隈川水系北須川（石川郡石川町）千五沢ダムに治水機能を付加し、洪水調節や流水の正常な機能の維持等を目的とした千五沢ダム再開発事業を推進していく必要がある。

海岸保全施設の整備等〔再掲〕

- 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

河川管理施設の整備等〔再掲〕

- 台風や集中豪雨などの総合的な治水対策として、関係者が連携して対応するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう河道掘削や伐木等、河川管理等施設等の適正管理に取り組む必要がある。
- 国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取り組みなどを推進していく。水門・樋門等の河川管理施設については、県管理施設のうち耐用年数を超過する施設が10年後には約3割となることから、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。
- 令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた河川において、災害復旧と合わせて河川改良を行うとともに堤防の強化等を実施し、再度災害防止を図る必要がある。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基底的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理等を実施していく必要がある。

石油コンビナート防災体制の充実・強化〔再掲〕

- 石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、福島県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区と広野地区において石油コンビナート総合防災訓練を実施している。引き続き、防災関係機関、コンビナート関係企業及び地域住民の連携の下、防災訓練等を実施し、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	(R3年度末) 7,660ha	(R3年度末) 7,660ha	(R12年度末) 累計 63,356ha以上
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(R2年度末) 0戸	(R2年度末) 0戸	(R7年度末) 9,000戸
土砂災害から保全される住宅戸数	(R元年度末) 15,004戸	(R3年度末) 15,078戸	(R7年度末) 16,305戸
土砂災害警戒区域指定率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 99.2%	(R7年度末) 96.0%

7-2

有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進

- 有害物質使用事業場における化学物質の適正な管理体制を確保することを目的として「福島県化学物質適正管理指針」を策定し、管理化学物質を年間100kg以上取り扱う工場・事業場を対象として、災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を求めている。現在、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境（大気・排水等）の調査に取り組んでいるところであるが、令和元年東日本台風等の際、阿武隈川の氾濫により複数の事業者から有害物質の流出事案が発生したことから、今後、有害物質使用事業場における防災・減災対策に係る検討をさらに深め、有害物質の拡散・流出防止対策を推進していく必要がある。

アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

- 災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあるため、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ確かな応急対策を行うための準備を進めておく必要がある。

PCB廃棄物の適正処理

- 災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒、漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められる。PCB廃棄物の適正処理を促進するため、引き続き、事業者に対する指導等を継続していく必要がある。

工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

- 工場・事業所におけるリスクコミュニケーションについて、中小企業においてはリスクコミュニケーション未実施の傾向があり、リスクコミュニケーションに取り組んでいる企業においても、予算的・人的事情からリスクコミュニケーションの実施継続が課題となっていることから、中小企業に対するリスクコミュニケ

ーションの底上げを図るとともに、継続実施の促進に向けた事業の取組が必要である。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数	(R元年度末) 270件	(R3年度末) 220件	(R7年度末) 330件
PCB廃棄物の保管数量	(R元年度末) 19,926台	(R元年度末) 19,926台	(R7年度末) 全量処分を目指す

7-3

原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

原子力発電所の安全監視

- 汚染水対策を含めた廃炉に向けた取組やトラブルの状況等を随時確認するため、専門家等で構成する「廃炉安全監視協議会」や県民・各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」の開催、原子力の専門家や現地駐在の職員配置等により監視体制を整えている。燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業が進められる中、自然災害によって新たな汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、引き続き廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力に万全の対策を求めていく必要がある。

原子力防災体制の充実・強化

- 原子力災害の教訓を踏まえ、県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを進めるとともに、原子力発電所において緊急事象が発生した場合に備え、毎年度、原子力防災訓練を実施している。原子力防災体制の充実・強化に向けて、引き続き、原子力防災資機材の更新や、緊急時連絡網システムの維持管理、原子力防災業務従事者を対象とする各種研修等の取組を実施していく必要がある。また、緊急時における関係機関の連携確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の取るべき行動についての理解促進のため、市町村や関係機関と連携した原子力防災訓練を今後も実施していく必要がある。

放射線モニタリング体制の充実・強化

- 現在、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域において空間線量率のモニタリングや環境試料の分析を幅広く実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、引き続き放射線モニタリング体制を確保していくとともに、自然災害等が発生した場合でも、継続して空間線量率のモニタリングを実施できるよう、モニタリングポストの防災対策が必要である。

警察による原子力災害対策の充実・強化

- 東日本大震災及び原子力災害の教訓を踏まえ、県原子力防災訓練や各種研修への参画、装備資機材の配備、原子力災害発生時の避難誘導措置に係る教養・周知等に取り組んでいる。今後も、現状に即した福島県警察原子力災害警備計画の策定を進めるとともに、継続した訓練・研修の実施、原子力災害対策用資機材の

操作習熟や原子力災害への対処能力向上を図りながら、様々な状況下における避難誘導、避難所対策等について対応していく必要がある。

原子力災害医療体制の充実・強化

- 原子力災害の教訓を踏まえ、原子力災害医療体制の充実・強化を図るため、原子力災害医療等を提供する医療機関の整備や安定ヨウ素剤の配備方針などを取りまとめた「福島県原子力災害医療行動計画」を策定した。今後、当該行動計画に基づき、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の更なる指定・登録等を進めるとともに、県原子力防災訓練において避難退域時検査や安定ヨウ素剤の住民配付等の対応について検証し、原子力災害医療体制の充実・強化を推進していく必要がある。

特定廃棄物の適正処理

- 特定廃棄物等を処分する特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）及びクリーンセンターふたば（大熊町）では、災害発生時においても汚染廃棄物が適正に処理される体制を確保するため、国、県、防災関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認等に取り組んでいく必要がある。

中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保

- 国が進めている中間貯蔵施設事業では、災害発生時においても安全な輸送及び保管における適正な管理体制を確保するため、関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認等に取り組んでいく必要がある。

除染により発生した除去土壌等の適切な管理

- 災害発生時においても、仮置場等で保管する除去土壌等を適正に管理するため、国、県、市町村などの関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や仮置場の管理・点検、保管状況の把握、保管物の流失防止対策等に取り組む必要がある。

放射線等に関する正しい知識の普及啓発

- 放射線による健康被害や原子力発電所の状況に対し、現在も県民は不安を抱いていることから、環境創造センターによる情報発信・学習支援の取組等により放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めている。原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組んでいく必要がある。

様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

- 農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組など、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取組に目を向ける機会を通じて、児童・生徒が放射線等に関する基礎的な内容について理解し、自ら考え、判断し、行動できる力を育てている。今後も、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進していく必要がある。

震災教訓の伝承・風化防止〔再掲〕

- 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、その記録と教訓、復興への取組を国や世代を超えて継承・共有していくため、東日本大震災・原子力災害伝承館（情

報発信拠点)を整備した。本県にしかない経験と教訓を今後の防災・減災対策に活かすとともに、想像を超える災害が起こりうるという危機意識を喚起し、経験を忘れずに災害に備えることの大切さを伝えることにより、自助・共助の取組を促し、地域防災力の向上を図るとともに、震災教訓の継承・風化防止に取り組んでいく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定(改定)時	現状値	目標値
原子力発電所現地確認調査回数 (モニタリング指標)	(R元年度末) 255回	(R3年度末) 259回	(毎年度) 福島第一原発 平日毎日(※ト ラブル時は随時) 福島第二原発 必要に応じ実施
市町村における原子力防災訓練 実施回数	(R元年度末) 1回	(R3年度末) 3回	(毎年度) 6回
環境創造センター交流棟「コミ ュタン福島」で環境学習を行っ た県内小学校の割合	(R元年度末) 56.3%	(R3年度末) 52.7%	(毎年度) 100%
環境創造センター交流棟「コミ ュタン福島利用者数	(R2年度末) 44,260人	(R2年度末) 44,260人	(毎年度) 80,000人
放射線教育に係る授業を実施し た学校の割合 (公立小・中学校)	(R元年度末) 100%	(R3年度末) 100%	(毎年度末) 100%
東日本大震災・原子力災害伝承 館の来館者数	(R2年度末) 43,750人	(R3年度末) 58,271人	(R7年度末) 65,000人

7-4

農地・森林等の被害による国土の荒廃

食料生産基盤の整備〔再掲〕

- 食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

地すべり防止施設の整備等〔再掲〕

- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha(うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha)あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

治山施設の整備等〔再掲〕

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害、令和元年10月の令和元年東日本台風等などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、引き続き、計画的な治山施設の整備を推進する必要がある。

災害に強い森林の整備

- 原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林所有者等による森林整備と公的機関が主体となった事業等により、多面的機能を高度に発揮できる森林整備を推進するとともに、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

農業水利施設の適正な保全管理〔再掲〕

- 県内には約7600の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等に取り組む。また、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

鳥獣被害防止対策の充実・強化

- 近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る必要がある。

農業・林業の担い手確保・育成

- 農業担い手へのソフト・ハード面での支援や県内外における就農に向けた相談会・セミナー開催等の取組により、認定農業者及び新規就農者は増加傾向にあるものの、依然として農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。また、自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入を支援するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることが必要である。
- 林業分野への新規就業者の確保や林業労働者の定着を促進するため、現地見学会や各種研修会の実施等に取り組んでいるものの、林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・

育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっている。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実などに引き続き取り組み、林業担い手の確保・育成を推進する必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
ほ場整備率	(R3年度末) 73.8%	(R3年度末) 73.8%	(R7年度末) 75.5%
治山事業により保全される集落数	(R3年度末) 1,097集落	(R3年度末) 1,097集落	(R12年度末) 1,179集落以上
森林整備面積	(R3年度末) 5,857ha	(R3年度末) 5,857ha	(R7年度末) 7,000ha
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	(R3年度末) 7,660ha	(R3年度末) 7,660ha	(R12年度末) 累計 63,356ha以上
野生鳥獣による農作物の被害額	(R2年度末) 179,326千円	(R2年度末) 179,326千円	(R7年度) 155,418千円 以下
認定農業者数	(R元年度末) 7,377経営体	(R3年度末) 7,036経営体	(R7年度末) 8,000経営体
新規林業就業者数	(R元年度末) 76人	(R3年度末) 100人	(R7年度末) 140人

災害廃棄物処理計画の策定・推進

- 東日本大震災の経験を踏まえ、平成26年4月に国は従来の指針に代わる新たな「災害廃棄物対策指針」を策定したが、現在、国の新指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定には至っていない市町村がある。被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の新指針や令和元年東日本台風等における課題を踏まえ、県では、災害廃棄物処理計画を策定し、市町村に対しても計画策定を促し、国、市町村及び関係団体等との連携を強化する取組等により、災害廃棄物処理体制の推進を図る必要がある。

災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

- 大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係団体と締結し、大規模災害発生時において災害廃棄物等を迅速に処理するための体制整備に取り組んでいる。東日本大震災や令和元年東日本台風等においては、協定書に基づき、市町村からの協力要請に対して災害廃棄物の処理等に係る支援を行うことができたことから、今後も他団体との協定締結を検討するなど、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に努めていくとともに、市町村が協定を円滑に活用できるように支援していく必要がある。

一般廃棄物処理施設の災害対策〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生に備え、市町村等は、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する必要がある。
- 被災により施設が使用困難の見込みとなった場合は、速やかに当該市町村等の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う必要があるため、「福島県災害廃棄物処理計画」において、県が対応すべき事項として定めている。
- また、施設が被災した場合を含め、災害発生後の概ね2週間以内の対応が重要であることから、初動対応に特化したマニュアルの整備や、応援協定等の締結により、平時から市町村間の連携を強化しておくことが重要である。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	(R2年度末) 15.25%	(R2年度末) 15.25%	(R7年度末) 100%

市町村への人的支援

- 市町村の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に行う体制整備が求められている。現在、東日本大震災及び令和元年東日本台風等からの復旧・復興に向け、被災市町村に対する人的支援に取り組んでいるところであり、被災自治体への継続的な支援が必要である。
- また、引き続き関係機関との連携を密にしながら、新たに災害が発生した際に速やかに被災市町村へ職員を派遣するスキームの構築を進めていく必要がある。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。引き続き、大規模災害時に相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

罹災証明書の速やかな発行を実施するための体制強化

- 災害による住家の被災程度等の証明となる罹災証明書は、災害救助法に基づく住宅支援や義援金の配分、災害援護資金等の融資、税金・保険料の減免など、各種被災者支援策の適用にあたっての判断材料となるものである。市町村における速やかな罹災証明書の発行に向けて、被災した住家の被害認定調査に係る研修会の開催等に取り組んできたが、令和元年東日本台風への対応検証では、住家の被害認定調査や罹災証明書の発行業務について他自治体からの応援を円滑に受け入れる体制が整っていないなどの課題が明らかとなった。
- 令和元年東日本台風等への災害対応に係る検証結果を踏まえ、各種研修の充実や市町村訪問等により市町村における受援体制の整備を支援するとともに、県内市町村における相互応援の確立と住家の被害認定調査手法の統一に向けた検討を進めるなど、速やかな罹災証明書発行のための体制強化に取り組む必要がある。

被災建築物等の迅速な把握のための人材確保

- 大規模地震発生時において、被災建築物の倒壊等から生ずる二次災害を防止する被災建築物応急危険度判定が速やかに行えるよう、判定士の確保や技術力の維持・向上が必要である。

災害時応援協定締結者との連携強化

- 災害が激甚化しており、日常の維持管理体制では応急対策を迅速にできないことが想定される。このため、建設業関係団体等との災害時応援協定による初動体制を構築する必要性が高い。

災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

- 自然災害等が発生した場合に、ボランティアを円滑に受け入れるため、県内のボランティア関係団体等と

の連携を強化し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図っていく必要がある。

災害対応ロボット等の開発・研究

- 陸・海・空のフィールドロボット的一大研究開発拠点として、令和2年3月に福島ロボットテストフィールドを全面開所した。同施設を核として災害対応ロボットを始め、様々な研究開発の加速化が期待されることであり、開発プロジェクトや実証試験の誘致に努めている。また、同施設は試験用トンネルや水没市街地などを活用した高度な訓練が常時可能であることから、引き続き防災訓練等の場としての利活用も促進していく必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
応急危険度判定士の登録人数	(R2年度末) 1,713人	(R2年度末) 1,713人	(R7年度) 2,000人

8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

地域コミュニティの再生・活性化

- 原子力災害の発生に伴い、発電所の周辺地域等では避難指示区域が設定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。避難指示区域の見直しにより、避難指示の解除が進んでいるものの、いまだ約2万7千人の住民が県内外で避難生活を続けている状況（令和5年3月8日現在）にあり、避難地域等12市町村における帰還に向けた生活環境等の整備や避難者の生活再建や帰還に向けた交流・相談支援等を行っている。
- また、県内の過疎・中山間地域では、若年者の流出や少子高齢化の進行による担い手不足のほか、雇用の場の不足、深刻な医師不足、日常生活に必要な生活交通の不足、空き家や廃校の増加などの問題を抱えており、今後、人口減少・高齢化の進行がさらに加速した場合、基本的な生活や集落の機能も失いかねない懸念があることから、地域コミュニティの再生・活性化を図っていく必要がある。

地域公共交通の確保〔再掲〕

- 地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援等に取り組んでいる。鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、経営が厳しくなり、事業を継続できない事業者が多くなると、災害が起こった場合の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段がなくなり、人命の救助や復旧活動に大きな影響を及ぼすことになる。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するために、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。
- 東日本大震災や令和元年東日本台風等の度重なる甚大な被害が生じており、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく必要がある。

自主防災組織等の強化〔再掲〕

- 自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことより、組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。
- 令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築に関する指摘があった。検証結果も踏まえ、引き続き、自主防災組織による防災活動を促進し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

- 高齢者、障がい者など避難行動に支援を必要とする者は、災害情報の受理や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、災害発生時、円滑に避難行動要支援者の避難誘導等を行うため、市町村において、避難行動要支援者名簿の作成や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の策定が必要となっているが、計画策定に当たり、人員不足等が課題となっている。
- 令和元年東日本台風等に係る災害対応検証では、支援する側の人員不足や避難行動要支援者名簿が関係機関と共有されていないなどの課題があったことを踏まえ、避難行動要支援者を支える体制構築を進める必要がある。

文化財の防災対策

- 近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、加えて、文化的建造物の火災が相次いでいることから、文化財の防災の取組を強化する必要がある。また、災害発生時に円滑な救出活動等の対応ができるよう市町村との連携体制を構築する必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
地域おこし協力隊の定着率	(R2年度末) 54.8%	(R2年度末) 54.8%	(R7年度末) 61.3%
避難指示区域等の居住人口	(R2年度末) 63,776人	(R3年度末) 64,118人	増加を目指す
公共交通（バス路線・デマンド交通・コミュニティバス）路線数	(R2年度末) 858系統	(R2年度末) 858系統	(R7年度末) 858系統
災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(R3年度末) 9.5%	(R3年度末) 9.5%	(R7年度末) 18.6%
自主防災組織活動カバー率	(R元年度末) 76.5%	(R3年度末) 74.8%	(R7年度末) 82.6%
避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数	(R2年度末) 39市町村	(R3年度末) 32市町村	(R7年度末) 59市町村

8-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進

- 本県の地籍調査進捗率は60%と全国平均52%を上回っているが、会津地方の地籍調査進捗率は約20%と全国平均を大きく下回っている。また、本県の高齢化率は、全国平均29.1%を3.8%上回る32.9%であり、特に会津地方は40%以上の市町村が多く、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われつつあるため、早急に地籍調査を進める必要がある。

8-5

風評等による地域経済等への甚大な影響

風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

- 東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や県産農林水産物等の魅力等についての情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

放射線モニタリング体制の充実・強化〔再掲〕

- 現在、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域において空間線量率のモニタリングや環境

試料の分析を幅広く実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、引き続き放射線モニタリング体制を確保していくとともに、自然災害等が発生した場合でも、継続して空間線量率のモニタリングを実施できるよう、モニタリングポストの防災対策が必要である。

家畜伝染病対策の充実・強化〔再掲〕

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施しており、引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

施策に関連する数値指標	策定（改定）時	現状値	目標値
観光客入込数	(R元年末) 56,344千人	(R2年度末) 35,454千人	(R7年度末) 57,000千人
県内外国人宿泊者数	(R元年末) 178,810人泊	(R2年度末) 35千人泊	(R7年度末) 214千人泊
第三者認証GAP等を取得した経営体数	(R2年度末) 680経営体	(R2年度末) 680経営体	(R7年度末) 1,250経営体

別紙 2

推進方針の施策分野対応表

推進方針	強靱化施策分野											
	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報発信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿寿命化対策
1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生												
住宅・建築物の耐震化等			○									
県庁舎の耐震化等	○											○
教育施設の耐震化等	○											
病院施設・社会福祉施設の耐震化等				○								
児童福祉施設等の機能維持	○			○								○
保育所・認定こども園の整備等				○								○
都市公園施設の減災対策等			○									○
空港施設の整備等							○					○
港湾施設の整備等							○	○				○
漁港施設の整備等								○	○			○
橋梁施設の耐震対策等							○					○
無電柱化の推進			○									
交通安全施設の維持管理		○										○
空き家対策の推進			○									
消防広域応援体制の強化		○										
消防団の充実・強化		○										
避難地域等における消防体制の再構築		○										
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生												
海岸保全施設の整備等								○	○			○
防災緑地・海岸防災林の整備								○	○			
港湾施設の整備等（再掲）							○		○			○
漁港施設の整備等（再掲）								○	○			○
防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化									○	○		
河川管理施設の整備等									○	○		○
津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援	○								○		○	
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生												
河川管理施設の整備等（再掲）									○	○		○
ダム管理設備の機能確保									○	○		○
ダムによる洪水調節機能の強化									○	○		
湛水防除施設の整備等								○	○			
洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援	○								○		○	
冠水発生箇所の対策							○		○			
水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築									○		○	
都市部の内水による浸水対策への支援	○								○			
1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生												
ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備									○	○		
地すべり防止施設の整備等								○	○	○		○
治山施設の整備等								○	○	○		○
砂防関係施設の維持管理等									○	○		○
火山噴火に対する警戒避難体制の整備	○											
避難小屋の噴石対策	○											

推進方針	強靱化施策分野											
	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報発信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿寿命化対策
1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生												
水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築（再掲）									○		○	
1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生												
豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化	○								○			
道路の除雪体制等の確保							○		○			
雪崩対策の推進									○	○		
道路の防雪施設の整備							○		○			
大雪時の車両停留の対策							○		○			
交通安全対策の推進							○					
道路施設の老朽化対策							○					○
雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起									○		○	
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止												
応急給水体制の整備					○							
上水道施設の防災・減災対策					○				○			
物資供給体制の充実・強化	○											
非常用物資の備蓄	○											
大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化	○											
緊急輸送道路の防災・減災対策							○		○			
迂回路となり得る農道・林道の整備							○	○	○			○
「道の駅」防災拠点化の推進							○					
電力事業者等との連携強化による停電対策の推進					○							
停電時における電気自動車等の活用					○							
自助・共助の取組促進									○		○	
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生												
孤立集落発生を回避する道路整備							○					
ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）									○	○		
砂防関係施設の維持管理等（再掲）									○	○		○
緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）							○		○			
迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）							○	○	○			○
消防防災ヘリによる救助活動の推進		○										
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足												
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	○	○										
警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実		○										
警察による災害対応のための連携体制の充実・強化		○										
消防広域応援体制の強化（再掲）		○										
大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）		○										
消防防災ヘリによる救助活動の推進（再掲）		○										
救急業務の充実		○										
消防団の充実・強化（再掲）		○										

推進方針	強靱化施策分野											
	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報発信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足												
避難地域等における消防体制の再構築（再掲）		○										
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺												
災害拠点病院等の拡充及び機能確保				○								
透析医療機関での非常時対応体制の整備				○								
緊急車両等に供給する燃料の確保				○								
DMATによる災害医療体制の充実				○								
DPATによる精神保健活動支援体制の充実				○								
ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化				○								
広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備				○								
災害医療コーディネート体制の整備				○								
災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持				○								
災害時医療・福祉人材の確保				○								
医療機関における情報通信手段の確保				○								
病院施設・社会福祉施設の耐震化等（再掲）				○								
児童福祉施設等の機能維持（再掲）	○			○								○
災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持				○								
福祉避難所の充実・確保				○								
浜通り地方における医療提供体制の再構築				○								
浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築				○								
道路施設の無停電設備の整備							○					
道路の法面・盛土の土砂災害防止対策							○	○				
災害時に地域の輸送を支える道路整備							○					
踏切の立体交差等の整備							○					
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生												
感染症予防措置の推進				○				○				
下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進					○			○				
下水道施設の維持管理					○			○				○
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進					○			○				
一般廃棄物処理施設の災害対策					○			○				
家畜伝染病対策の充実・強化							○					
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生												
避難所環境の充実	○			○								
福祉避難所の充実・確保（再掲）				○								
災害時健康危機管理体制の整備				○								
DHEATの構成員養成及び運営体制の強化				○								
DPATによる精神保健活動支援体制の充実（再掲）				○								
災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持				○								

推進方針	強靱化施策分野											
	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報発信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生											
	災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持（再掲）				○							
3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱											
	警察施設の耐災害性等		○									○
	警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実（再掲）		○									
	警察ネットワーク環境の充実		○									
	警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保		○									
	自動起動型信号機電源付加装置の整備		○									
	交通安全施設の維持管理（再掲）		○									○
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下											
	業務継続に必要な体制の整備	○										
	受援体制の整備	○										
	防災拠点施設の機能確保	○										
	県庁舎の耐震化等（再掲）	○										○
	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）	○	○									
	大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）		○									
	緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）				○							
	電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲）					○						
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止											
	防災拠点施設の機能確保（再掲）	○										
	情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化					○			○			
	情報通信設備の耐災害性の強化					○			○			
	多様な通信手段の確保					○						
	警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保（再掲）		○									
	医療機関における情報通信手段の確保（再掲）				○							
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態											
	住民等への情報伝達体制の強化					○			○			
	放送事業者との連携強化					○						
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態											
	発災時の情報収集及び共有					○						
	住民等への情報伝達体制の強化（再掲）					○			○			
	避難行動要支援者対策の推進					○			○			
	福祉避難所の充実・確保（再掲）					○						
	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）	○	○									
	雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達と共有					○			○		○	
	道路情報提供装置等の整備							○	○			
	在留外国人に対する多言語による情報提供										○	

推進方針	強靱化施策分野											
	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報発信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿寿命化対策
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態											
	自助・共助の取組促進（再掲）									○		○
	自主防災組織等の強化									○		○
	東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進									○		○
	学校災害対応マニュアルの作成支援											○
	震災教訓の伝承・風化防止											○
	マイ避難の促進									○		○
	適切な避難行動の呼びかけ					○				○		○
	障がい者、国内外からの旅行者への情報提供											○
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞											
	企業の事業継続計画（BCP）策定の促進					○				○		
	港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進							○		○		
	漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進							○		○		
	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備							○		○		
	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）							○		○		
	迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）							○	○	○		○
	空港施設の整備等（再掲）							○				○
	港湾施設の整備等（再掲）							○		○		○
	漁港施設の整備等（再掲）								○	○		○
	橋梁施設の耐震対策等（再掲）							○				○
	無電柱化の推進（再掲）			○								
5-2	食料等の安定供給の停滞											
	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）							○		○		
	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）							○		○		
	迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）							○	○	○		○
	空港施設の整備等（再掲）							○				○
	港湾施設の整備等（再掲）							○		○		○
	漁港施設の整備等（再掲）								○	○		○
	食料生産基盤の整備								○	○		
	農業水利施設の適正な安全管理								○	○		○
5-3	異常渇水等により用水の供給の途絶											
	渇水時における情報共有体制の確保					○				○		
	工業用水の渇水対策					○				○		
	農業用水の渇水対策								○	○		
	ダム管理設備の機能確保（再掲）									○	○	○
	ダムによる洪水調節機能の強化（再掲）									○	○	
6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止											
	県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給					○						

推進方針	強靱化施策分野											
	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報発信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿寿命化対策
6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止												
電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲）					○							
緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）				○								
無電柱化の推進（再掲）			○									
石油コンビナート防災体制の充実・強化						○						
再生可能エネルギーの導入拡大						○						
停電時における電気自動車等の活用（再掲）					○							
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止												
上水道施設の防災・減災対策（再掲）					○				○			
下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進（再掲）					○				○			
下水道施設の維持管理（再掲）					○				○			○
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（再掲）					○				○			
工業用水道施設の整備等						○			○			
工業用水道の応急復旧体制の整備						○			○			
農業集落排水施設の整備等								○	○			○
一般廃棄物処理施設の災害対策（再掲）					○				○			
6-3 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる												
高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）							○		○			
緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）							○		○			
迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）							○	○	○			○
橋梁施設の耐震対策等（再掲）							○					○
地すべり防止施設の整備等（再掲）								○	○	○		○
ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）									○	○		
砂防関係施設の維持管理等（再掲）									○	○		○
道路の防雪施設の整備（再掲）							○		○			
道路の除雪体制等の確保（再掲）							○		○			
交通安全対策の推進（再掲）							○					
道路施設の老朽化対策（再掲）							○					○
空港施設の整備等（再掲）							○					○
地方航空ネットワークの維持・拡充							○					
港湾施設の整備等（再掲）							○		○			○
漁港施設の整備等（再掲）								○	○			○
海岸保全施設の整備等（再掲）								○	○			○
防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化（再掲）									○	○		
河川管理施設の整備等（再掲）									○	○		○
鉄道施設の復旧・基盤強化							○					
地域公共交通の確保							○					
7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生												
農業水利施設の適正な保全管理（再掲）									○	○		○

推進方針	強靱化施策分野												
	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報発信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿寿命化対策	
7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生												
	農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援							○	○				
	ダム管理設備の機能確保（再掲）								○	○			○
	ダムによる洪水調節機能の強化（再掲）								○	○			
	海岸保全施設の整備等（再掲）							○	○				○
	河川管理施設の整備等（再掲）								○	○			○
	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）								○	○			
	砂防関係施設の維持管理等（再掲）								○	○			○
	石油コンビナート防災体制の充実・強化（再掲）						○						
7-2	有害物質の大規模拡散・流出												
	有害物質の拡散・流出防止対策の推進								○				
	アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体								○				
	PCB廃棄物の適正処理								○				
	工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施										○		
7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく												
	原子力発電所の安全監視								○				
	原子力防災体制の充実・強化	○							○				
	放射線モニタリング体制の充実・強化								○				
	警察による原子力災害対策の充実・強化		○										
	原子力災害医療体制の充実・強化			○									
	特定廃棄物の適正処理								○				
	中間貯蔵庫施設及び除去土壌等の輸送の安全確保								○				
	除染により発生した除去土壌等の適切な管理								○				
	放射線等に関する正しい知識の普及啓発										○		
	様々な教育分野と関連した放射線教育の推進										○		
	震災教訓の伝承・風化防止（再掲）										○		
7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃												
	食料生産基盤の整備（再掲）							○	○				
	地すべり防止施設の整備等（再掲）							○	○	○			○
	治山施設の整備等（再掲）							○	○	○			○
	災害に強い森林の整備							○	○	○			
	農業水利施設の適正な保安全管理（再掲）							○	○				○
	鳥獣被害防止対策の充実・強化							○	○				
	農業・林業の担い手確保・育成							○					
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態												
	災害廃棄物処理計画の策定・推進								○				
	災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化								○				
	一般廃棄物処理施設の災害対策（再掲）						○		○				

推進方針	強靱化施策分野											
	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報発信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿寿命化対策
8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態											
	市町村への人的支援	○							○			
	大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）	○										
	雇証証明書の速やかな発行を実施するための体制強化	○										
	被災建築物等の迅速な把握のための人材確保					○						
	災害時応援協定締結者との連携強化					○			○			
	災害・復興ボランティア関係団体との連携強化				○				○			
	災害対応ロボット等の開発・研究					○						
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失											
	地域コミュニティの再生・活性化			○								
	地域公共交通の確保（再掲）						○					
	自助・共助の取組促進（再掲）								○		○	
	自主防災組織等の強化（再掲）								○		○	
	避難行動要支援者対策の推進（再掲）				○				○			
	文化財の防災対策			○					○			
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態											
	地籍調査の推進			○					○			
8-5	風評等による地域経済等への甚大な影響											
	風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等					○		○				
	放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）								○			
	家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）							○				